

横浜市保育料等のあり方検討委員会報告書について

1 趣旨

認可保育所の運営費は認可保育所の入所定員の増などに伴い、年々増加しています。今後も認可保育所整備や各種保育サービスの充実など待機児童対策を進めることから、保育サービスにかかる経費の増加が見込まれています。

一方で、認可保育所と横浜保育室や家庭保育福祉員等の他の保育サービスを比較すると、所得階層ごとの保育料に差が見られる状況となっています。

こうした状況を踏まえ、安定的な保育サービスの提供と、各種保育サービスについての負担の公平性を確保する観点から、保育料等の利用者負担のあり方について、横浜市保育料等のあり方検討委員会を設置し、昨年10月から5回にわたり検討を行ってきました。

9月8日に報告書が提出されましたので、ご報告します。

2 検討事項

- (1) 認可保育所の保育料のあり方及び階層区分
- (2) 横浜保育室・家庭的保育事業等の利用者負担のあり方
- (3) その他

3 検討経過

(1) 委員会開催経過

開催回	開催日	議題
第1回	平成22年10月21日(木)	■認可保育所の保育料のあり方及び階層区分について ■横浜保育室・家庭的保育事業等の利用者負担のあり方
第2回	平成23年2月8日(火)	■保育料の見直しに係る論点の整理について ■保育に関するアンケート調査について
第3回	平成23年5月25日(水)	■保育に関するアンケート調査について
第4回	平成23年7月21日(水)	■保育料等のあり方の方向性について
第5回	平成23年8月30日(火)	■報告書案について

(2) 保育に関するアンケートの実施

ア 実施時期

平成23年3月18日～平成23年3月28日

イ 対象者

就学前児童のいる市内6,488世帯を無作為抽出し実施

ウ 回答数

2,886件(回収率44.5%)

(3) 保育料等に関するヒアリングの実施

ア 実施時期

平成23年5月から6月にかけて3回開催

イ 対象者

認可保育所利用者、横浜保育室利用者、地域子育て支援拠点利用者等

ウ 参加者数

32人

4 委員名簿

敬称略 五十音順

氏名	所属・役職	備考
加藤 光胤	横浜市社会福祉協議会横浜保育室部会長	
佐野 健一	横浜市私立保育園園長会会長	平成23年5月から
白石 小百合	横浜市立大学教授	副委員長
鈴木 範雄	横浜市私立保育園園長会会長	平成23年4月まで
廣木 理英	保育園を考える親の会	
増田 まゆみ	東京家政大学教授	委員長
松岡 美子	特定非営利活動法人 グリーンママ理事長	

5 保育料等のあり方検討委員会報告書の要旨

(1) 保育料等のあり方

ア 認可保育所保育料のあり方

(ア) 階層区分(26階層)のあり方

- ・認可保育所入所者の保護者の方には、広く一定の負担を求めつつも、家計への影響については配慮が必要
- ・高所得階層の方の保育料については、所得に応じた応分の負担をしていただくための見直しが必要

(イ) 3歳未満児と3歳以上児の保育料のあり方

- ・保護者の方の負担感を考慮しつつも、3歳未満児と3歳以上児の保育に要する経費に対する保育料の割合のバランスについて検討すべき

(ウ) 多子減免のあり方

- ・低所得層から中間所得層にかけて、負担が大きくなるような配慮が必要

(2) 横浜保育室の負担のあり方

横浜保育室の利用者負担助成の拡充や、所得階層区分の見直し、多子減免のあり方について検討すべき

(3) その他

- ・認可保育所保育料の収納率向上に向けた取り組みが必要
- ・保育の質を向上させるための取り組みの充実
- ・保育や子育てに関する情報が入手できるよう、情報の提供場所や、提供方法を充実させる取り組みが必要
- ・保育所に預けている子どもだけでなく、地域の子育て支援策の一層の充実

6 あり方検討委員会の提言を受けた本市の対応

(1) 保育料等の見直しの方向性

今回のあり方検討委員会からの提言を受け、具体的な見直し内容については、本市において、24年度予算編成に向けて、以下の方向性で検討してまいります。

ア 認可保育所の保育料の引き上げ

- ・待機児童の解消に向け、保育所等の整備等を進めており、このことで年々市費の負担が増えていることから、持続可能な制度とするため、平成17年度以来、7年ぶりに保育料を引き上げることで、市費の負担を抑制する方向で検討していきます。

- ・現状では国基準保育料の約70%を保護者に負担していただいておりますが、平成18年度から平成23年度にかけて、保護者負担を軽減するために上乗せしている本市負担金が41億3,800万円から51億6,500万円へと約10億円増えていることから、**保護者負担を国基準保育料の75%程度とする**ことで、本市の負担を18年度程度とする方向で検討していきます。
- ・結果として平均8%強の引き上げ（所得階層区分に応じて0%～25%程度、金額にして0円～15,000円程度の引き上げをする方向で検討していきます。）

イ 保育料の引き上げによる財源の使途

(7) 多子減免の拡充

- ・認可保育所の保育料について、少子化対策の観点からも、第2子の保育料を現行の第1子の保育料に対する割合（40%～60%）より軽減を拡充する方向で検討していきます。

(4) 横浜保育室の負担の見直し

- ・認可保育所に比べ、特に低所得層での保育料に対する負担感が大きいことから、主に低所得層を中心に、保育料軽減助成を拡充する方向で検討していきます。
- ・より所得に見合った保育料とするため、階層を細分化する方向で検討していきます。

<参考>

前回の保育料改定

実施年度	改定率	保育料設定の考え方
平成17年度	平均8.94%増	保育サービス全体に係る経費に対する保護者の負担割合を、約2割とする。

(2) 今後のスケジュール

・23年11月～ 新規入所者向け入所申込書の配付

あり方検討委員会の報告概要を掲載した広報紙等により、保護者等に検討の方向性を周知

・24年2月 24年度予算案の審議

- ・検討結果を踏まえ、保育料表案及び横浜保育室の利用者負担助成等について、予算案の提示
- ・2月中旬の保育所入所の内定通知にあわせ、停止条件を明記の上、広報紙等により保育料表の案を保護者に周知
- ・予算市会における審議結果を踏まえ、「横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則」を改正し、24年4月以降、新保育料表の適用

横浜市の保育料等のあり方に 関する報告書

平成23年9月

横浜市保育料等のあり方検討委員会

目 次

	ページ
はじめに	2
I 横浜市保育サービスの現状	3
II 認可保育所運営費・保護者負担等の現状と課題について	
1 認可保育所の運営に要する経費等	7
2 認可保育所における保育の実施体制	8
3 認可保育所の保育料	8
4 認可保育所の保育料徴収状況	15
III 保育料等のあり方について	
1 議論の視点	16
2 保育料等のあり方	17
(1) 認可保育所の保育料の階層区分(26階層)のあり方	
(2) 横浜保育室の負担のあり方	
(3) 家庭保育福祉員の負担のあり方	
(4) その他	
おわりに	24
委員名簿 / 審議経過	25
横浜市保育料等のあり方検討委員会設置要綱	26

はじめに

横浜市では、“未来の世代を育むまち「よこはま」の実現”を目指し、さまざまな子育て支援施策を実施しているところです。この中でも、認可保育所の運営事業の推進にあたっては、子どもの健やかな育ちを支えることを目的に、質の高い保育が提供されるよう、国基準よりも職員配置を手厚くする等、様々な取り組みを行ってきました。

一方で、女性の社会進出の進展や近年の経済状況の悪化等による女性の就労意欲の高まりを受けて、認可保育所の入所申込数は年々増加しているところです。平成25年4月の待機児童解消を目標に、認可保育所の整備等に取り組んできたことで、認可保育所入所定員の増加に伴い、保育所等の運営にかかる費用は年々増加しています。保育所等の運営にかかる主な財源となる市税収入の状況を見ると、22年度決算では実質収支では黒字となったものの、市税収入は2年連続の減収、21年度と比べ133億円の減収となっています。今後も、保育所等の運営をはじめとする、市の義務的経費の支出は増加する傾向にあり、厳しい財政状況が続くと想定されますが、保育所等の運営費については、今後も児童の受入枠の拡大を進めていくことから、引き続き増大していくものと見込まれています。

現在、横浜市の認可保育所の保育料は、市費の投入や、所得階層を26階層に細分化することで、国基準よりも保護者負担を軽減するとともに、所得に応じた保育料を設定しているところです。しかし、設定された保育料を所得階層ごとに比較すると、階層区分ごとの所得の設定の幅や階層区分間の保育料の金額の上昇幅にやや均衡に欠けるところが見受けられます。

認可保育所の受け入れ枠の拡大を進めるとともに、「横浜保育室」の整備や「家庭保育福祉員」の増員、さらに「幼稚園預かり保育」の受入枠の増加等に取り組んでいるところですが、認可保育所と横浜保育室や家庭保育福祉員等の認可保育所以外の保育サービスを比較すると、運営に要する経費だけでなく、公費と保護者の負担割合に差が見られる状況です。

これまで、横浜市では子どもの健やかな育ちを支えるために、多様なニーズに応じた保育サービスを実施してきました。また、保育サービスの量的拡大だけでなく、保育の質を確保するため、認可保育所においては、保育士の配置を国基準よりも手厚くするだけでなく、保育士等に対する様々な研修等の実施、各保育所に対して自己評価に基づく第三者評価の受審を勧めてきました。厳しい財政状況にあっても、次世代育成支援や少子化対策の観点からも、引き続き保育サービスの質・量の充実を図っていくことが求められています。

その一方で、認可保育所に入所している児童は、横浜市の就学前児童全体のうちの2割程度となっています。多くの児童は認可保育所を利用していないことから、認可保育所の入所者以外への子育て支援策も求められています。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、安定的な保育サービスの提供と、認可保育所とそれ以外の各種保育サービスの負担の公平性を確保する観点から、平成22年10月から保育料等の利用者負担のあり方について検討をしてきました。

本委員会に横浜市長から検討を依頼された項目は、次の項目です。

- (1) 認可保育所の保育料のあり方及び階層区分
- (2) 横浜保育室・家庭的保育事業等の利用者負担のあり方
- (3) その他

認可保育所入所者間だけでなく、他の保育サービス利用者との負担の公平性を確保しつつ、持続可能な保育所運営を行い、子育て支援施策を着実に拡大し推進していくため、「保育料等のあり方」について検討した結果をここにまとめ報告いたします。

I 横浜市の保育サービスの現状

現在、横浜市内では、横浜市の設置認可を受けた「認可保育所」だけでなく、3歳未満児の待機児童の解消などを目的に、横浜市の独自の基準を満たした施設として認定された「横浜保育室」や、市の認定を受けた福祉員が、家庭的な雰囲気の中で保育サービスを提供する「家庭保育福祉員」をはじめとして、事業所内保育施設やベビーホテル等の認可外保育施設など様々な主体により保育サービスが提供されています。

さらに、就学前児童に対しては、幼稚園においても幼児教育と合わせた保育サービスが提供されています。

横浜市における就学前児童に対する認可保育所の入所者数の割合は、平成16年度は13%であったものが、近年は、待機児童が多い状況であるにもかかわらず、就学前児童数に対する、認可保育所への入所申込み率が毎年1%以上伸びており、申込者数は毎年2,000人から3,000人程度増え続けています。このことにより、平成23年4月1日時点では就学前児童に対する認可保育所入所者数の割合は、約21%と、認可保育所への入所に対するニーズが急速に高まっています。

一方で、就学前児童のうち、幼稚園に通っている児童の割合は約32%、家庭等で保育されている児童は約42%となっています。

横浜市では、平成25年4月の待機児童解消に向け、中期4か年計画においては、認可保育所・横浜保育室・家庭保育福祉員あわせて53,300人の定員を確保することとしています。25年4月の待機児童解消のため、22年度には予算上の整備量を上回る保育所等の整備に取り組んでいます。その結果、22年度は2,478人の定員増の整備を行い、平成23年4月1日現在の待機児童数は、971人となっています。

今後も待機児童の解消に向けて、23年度予算では、認可保育所だけで38か所、2,566人の定員増を目指した整備を行っています。

保育の量的拡充を図る一方で、「多様な保育ニーズへの対応」や、「保育の質の確保」も求められています。

このうち、「多様な保育ニーズへの対応」については、特別保育事業等として、これまでも長時間保育、一時保育、休日・年末年始保育、夜間保育、病児・病後児保育、乳児保育、24時間型緊急一時保育、産休明け保育、障害児の全園での受入等を実施してきました。

また、「保育の質の向上」については、保育士等に対する研修をさらに充実させていく他、各保育所には、自己評価に基づく第三者評価の取り組みを勧奨してきました。さらに、平成22年度には、「保育の質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、各保育所の質の向上に向けた自主的な取り組みを支援することとしています。

全ての横浜市の子どもの利益を考えたときに、保育の量的な拡充とともに、保育の質の向上に向けた取り組みも重要となります。

横浜市では、こうした保育の「量」を増やし、「質」を向上していく取り組みを引き続き行うこととしています。

(参考)

1 横浜市における保育資源の種類及び定義

		市立 (H23. 4. 1現在)		民間 (H23. 4. 1現在)	
認可保育所 (児童福祉法第39条) 459施設 定員 40,007人		98施設 (公設民営2か所含む)	定員 8,613人	361施設	定員 31,394人
					上記数には、認定こども園(幼保連携型)の10施設(定員548人)を含む。
家庭的保育事業 (児童福祉法第6条の2)	家庭保育福祉員(市認定)			50人 (H23. 4. 1現在)	定員 184人
	NPO等を活用した家庭的保育事業(本市要綱・市認定)			6施設 (H22. 10. 1現在)	定員 54人
認可外保育施設	横浜保育室(本市要綱・市認定)			146施設 (H23. 4. 1現在)	定員 4,928人
	一般認可外保育施設			152施設 (H22. 4. 1現在)	入所児童数 2,812人
	事業所内保育施設			75施設 (H22. 4. 1現在)	入所児童数 1,087人
	ベビーホテル			26施設 (H22. 4. 1現在)	入所児童数 503人
幼稚園 (学校教育法第1条)				288施設 (休園1を含む) (H23. 5. 1現在)	入園児童数 59,701人
			私立幼稚園預かり保育 (本市要綱・市認定)	94施設 (H23. 4. 1現在)	2,319人 (H22度実績:月平均)

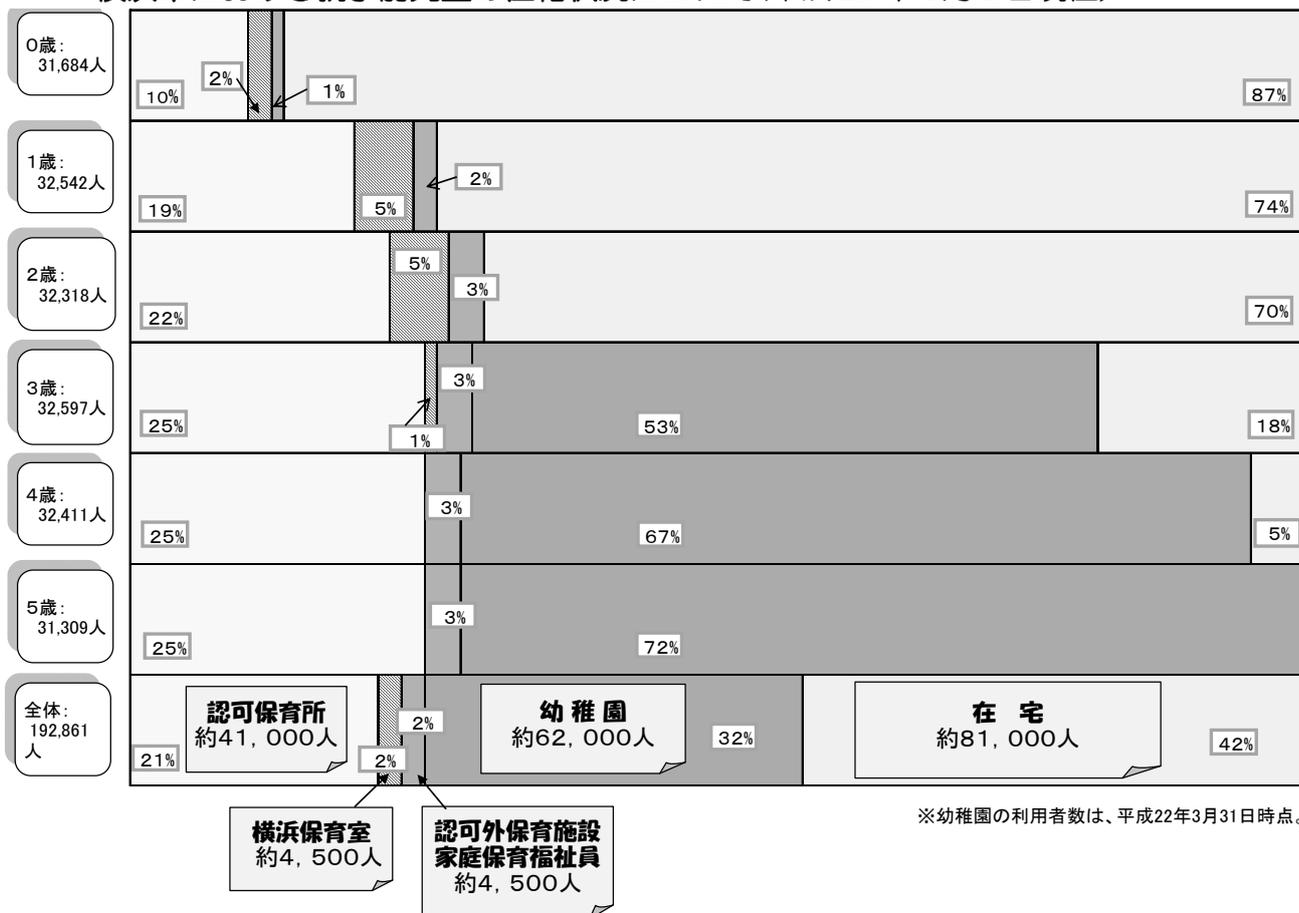
種 別	定 義
認可保育所 【整備・設置認可：こども青少年局保育所整備課】 【運営：各区、こども青少年局保育運営課】	日々、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設。
家庭的保育事業	保育士または研修を受けて市町村の認定を受けた「家庭的保育者」が、自宅等で児童を保育することを目的とした事業
家庭保育福祉員 【こども青少年局保育運営課】	市長の認定を受けた福祉員が、保護者の委託を受けて、保育に欠ける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。 (昭和35年12月事業開始、平成22年4月法制化)
NPO等を活用した家庭的保育事業 【こども青少年局緊急保育対策課】	NPO法人等の保育に関するノウハウを活用し、保護者の委託を受けて、複数の保育者が、保育に欠ける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。 (平成22年9月事業開始、横浜市単独事業)
認可外保育施設	保育所以外の保育施設であって、行政庁による設置認可を受けていないものの総称。
横浜保育室 【新規認定：こども青少年局保育所整備課】 【運営：各区、こども青少年局保育運営課】	3歳未満児の待機児童の解消、認可保育所では対応しきれない多様な保育ニーズへの対応、保護者負担の軽減などを目的に、横浜市が独自に定める設備や保育水準を満たす施設を「横浜保育室」として認定した認可外保育施設。 (平成9年7月事業開始、横浜市単独事業)
一般認可外保育施設 【こども青少年局保育運営課】	認可外保育施設のうち、本市が援護費を交付していないものであって、事業所内保育施設およびベビーホテル以外のもの。
事業所内保育施設 【こども青少年局保育運営課】	企業・病院などが、従業員を確保するために、福利厚生施設の一環として設置している従業員のための保育施設。
ベビーホテル 【こども青少年局保育運営課】	認可外の保育施設であって、夜間保育、宿泊を伴う保育、または時間単位で一時的な保育を行っているもの。
幼稚園 【神奈川県※】	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設
私立幼稚園預かり保育 【こども青少年局子育て支援課幼児教育係】	市長の認定を受けた私立幼稚園が、保育を必要とする園児又は弟妹園児に対し、幼稚園の正規教育時間を含み日中11時間以上(土曜日は8時間以上)の保育を実施する制度。

【 】=所管・問い合わせ先

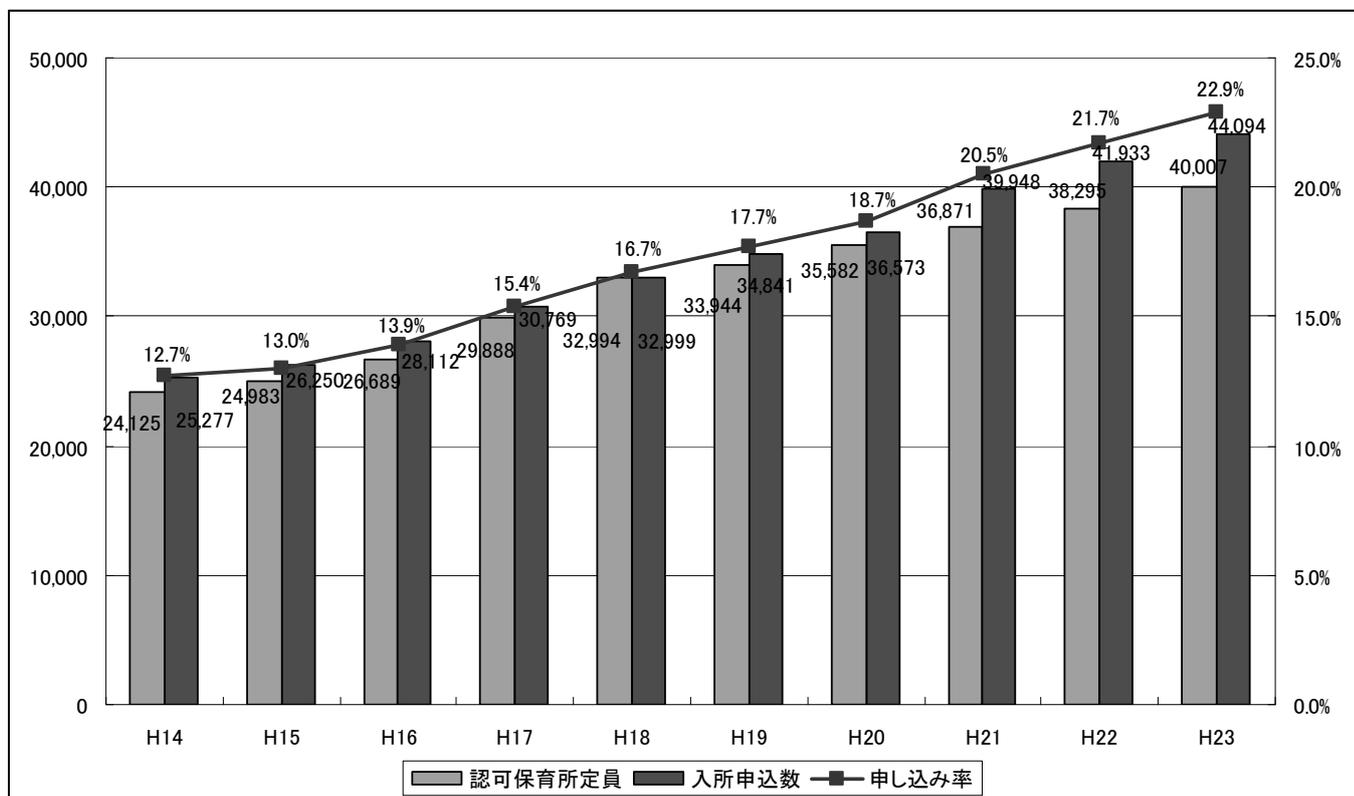
※認定こども園（幼保連携型）

認定こども園は、幼稚園・保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、神奈川県が認定した施設です。幼保連携型は、幼稚園と保育所がともに認可を受けていて、両者が連携して一体的な運営を行う形態です。（この他の形態として幼稚園型、保育所型、地方裁量型があります。）

2 横浜市における就学前児童の在籍状況について(平成23年4月1日現在)



3 認可保育所定員と入所申込みの推移について



Ⅱ 認可保育所運営費・保護者負担等の現状と課題について

1 認可保育所の運営に要する経費等

(1) 認可保育所の運営事業費

平成23年度の認可保育所の運営事業費は、618億円と、平成18年度の487億円と比べ1.3倍となっており、今後も認可保育所定員の増加などに伴いさらに増えていくものと見込まれています。

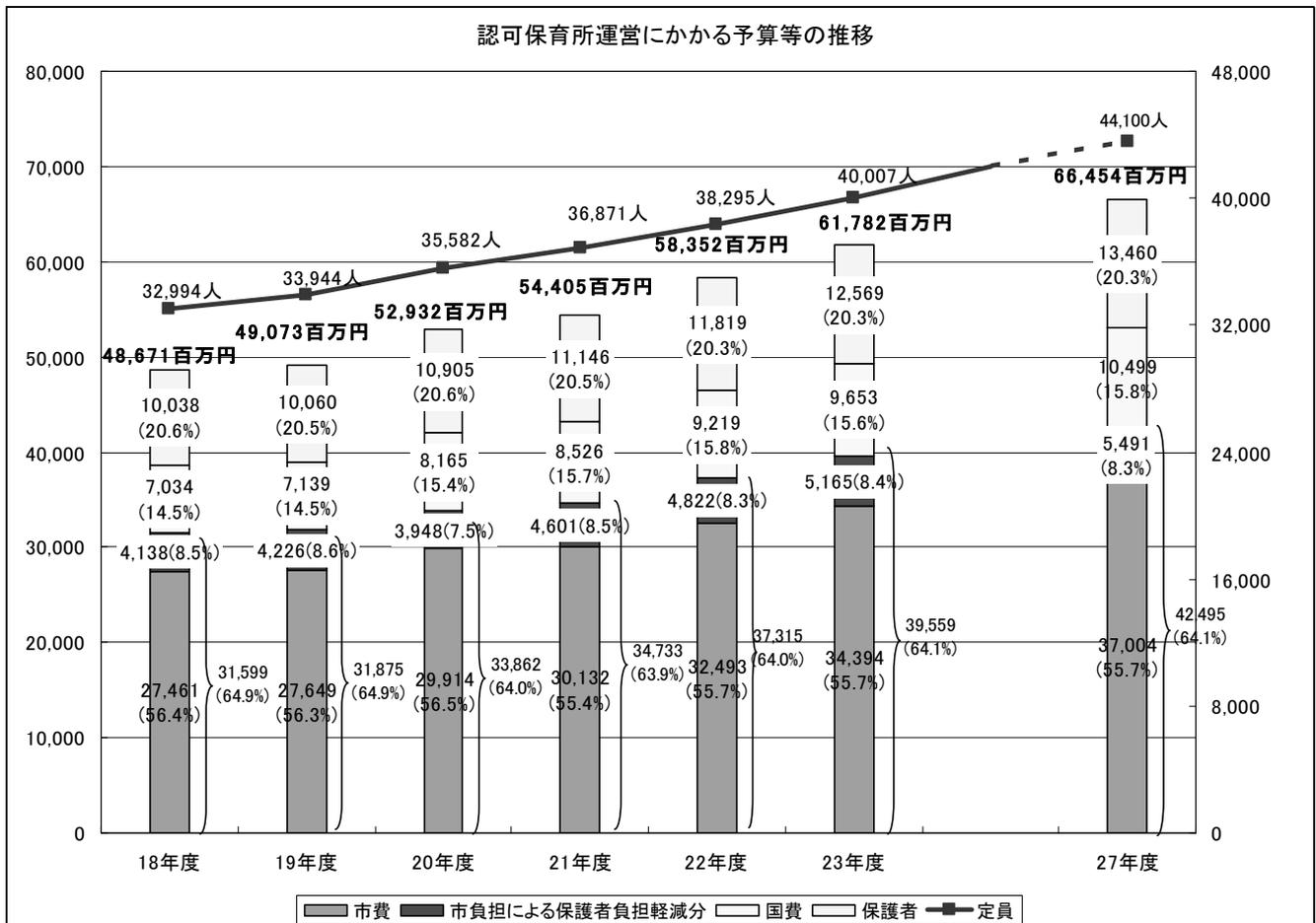
また、認可保育所の運営に要する経費は、国、横浜市を合わせた公費負担で約8割となっており、残りの約2割は保護者負担(保育料)となっています。

認可保育所運営事業費

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H27 (見込)
事業費	486.7	490.7	529.3	544.1	583.5	617.8	672.0
内 市	316.0	318.8	338.6	347.3	373.2	395.6	429.7
訳 国	70.3	71.4	81.6	85.3	92.2	96.5	106.2
保護者	100.3	100.6	109.1	111.5	118.2	125.7	136.1
指数*	100	101	109	112	120	127	138
入所児童数	32,994	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	44,100

*平成18年度を100とした場合の指数



(2) 児童1人あたり必要な経費

認可保育所運営に必要な経費（平成23年度予算）は、児童1人、1か月あたり平均で、

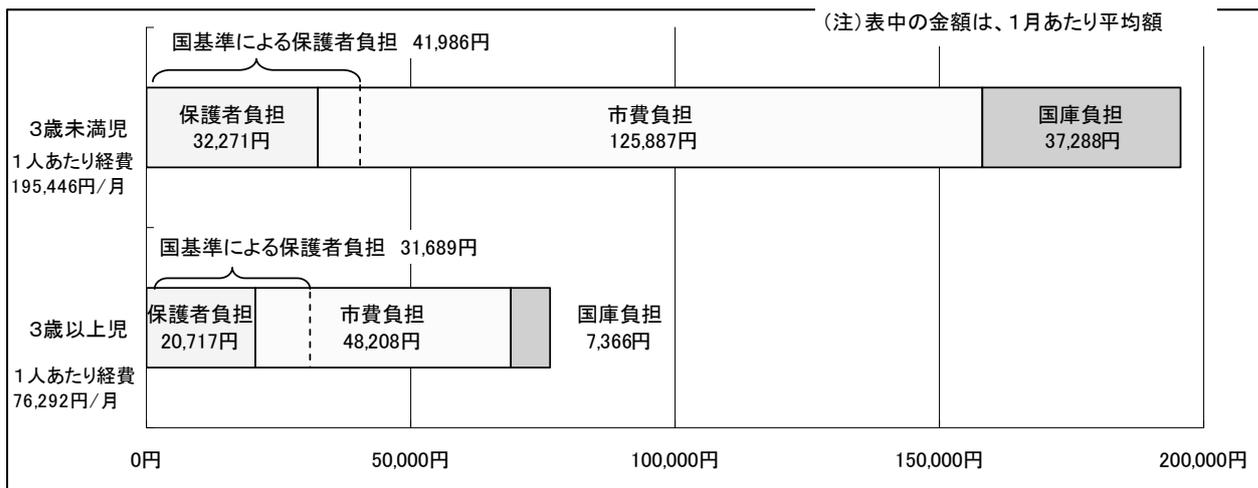
- ・ 3歳未満児 19万5,446円
- ・ 3歳以上児 7万6,292円

となっています。

保護者の負担する保育料（保護者負担）については、児童1人、1か月あたり平均で

- ・ 3歳未満児では、3万2,271円（1人あたり経費の16.5%）
- ・ 3歳以上児では、2万0,717円（1人あたり経費の27.2%）

となっています。



※ 国基準による保護者負担は、児童1人1か月あたり平均で3歳未満児では4万1,986円、3歳以上児では3万1,689円となっていますが、3歳未満児では9,714円、3歳以上児では10,978円を横浜市が負担することにより、保護者負担を30%軽減しています。

2 認可保育所における保育の実施体制

保育士の配置基準は、国基準では、1・2歳児の場合、6人の児童に対し1人配置するとされているところを、横浜市の認可保育所ではよりよい保育が実施できるよう、1歳児については、4人の児童に1人、2歳児については5人の児童に1人配置することとしています。また、3歳児については、20人の児童に対し1人のところを15人に1人、4歳以上児では30人に1人のところを24人に1人の保育士を配置しています。

さらに、入所する児童に障害がある場合等にも保育士を配置する等、国基準と比べて手厚い職員配置となるようにしています。

3 認可保育所の保育料

(1) 保育料の階層区分

横浜市の保育料は、所得に応じ、A階層（被保護世帯）からD20階層（所得税額70万3,000円以上）の26階層に区分され、3歳未満児では、無料から最高で月額6万2,500円の設定となっています。

また、第2子については、D10階層までは第1子の40%、D11階層からD15階層は第1子の50%、D16階層からは第1子の60%としています。

さらに、第3子については、いずれの階層でも無料としています。

なお、国基準保育料は8階層に区分され、3歳未満児では無料から最高で月額10万4,000円までの設定となっています。（次ページ保育料表参照）

平成23年度横浜市認可保育所保育料表

階層区分及び定義		3歳未満児			3歳以上児			国基準保育料 (参考)		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	3歳未満児	3歳以上児	
A	被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年分所得税非課税世帯	B1	前年度分市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0	0	0	0	0	
	B2	前年度分市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)	3,000	1,200	0	2,000	800	0	9,000	6,000
	C1	前年度分市民税均等割のみ	6,400	2,500	0	4,700	1,800	0	19,500	16,500
	C2	前年度分市民税所得割 10,000 円未満	7,800	3,100	0	6,100	2,400	0		
	C3	前年度分市民税所得割 10,000 円以上	9,500	3,800	0	7,300	2,900	0		
前年分所得税課税世帯	D1	前年分所得税 1,500 円未満	11,900	4,700	0	9,100	3,600	0	30,000	27,000
	D2	前年分所得税 1,500 円以上 7,500 円未満	13,700	5,400	0	10,500	4,200	0		
	D3	前年分所得税 7,500 円以上 15,000 円未満	15,500	6,200	0	12,200	4,800	0		
	D4	前年分所得税 15,000 円以上 30,000 円未満	19,100	7,600	0	15,000	6,000	0		
	D5	前年分所得税 30,000 円以上 45,000 円未満	23,600	9,400	0	18,800	7,500	0		
	D6	前年分所得税 45,000 円以上 60,000 円未満	27,600	11,000	0	20,800	8,300	0	44,500	41,500
	D7	前年分所得税 60,000 円以上 75,000 円未満	32,400	12,900	0	22,300	8,900	0		
	D8	前年分所得税 75,000 円以上 90,000 円未満	36,100	14,400	0	23,500	9,400	0		
	D9	前年分所得税 90,000 円以上 113,000 円未満	39,600	15,800	0	24,300	9,700	0		
	D10	前年分所得税 113,000 円以上 143,000 円未満	42,600	17,000	0	25,100	10,000	0		
	D11	前年分所得税 143,000 円以上 173,000 円未満	45,400	22,700	0	25,800	12,900	0	61,000	58,000
	D12	前年分所得税 173,000 円以上 203,000 円未満	48,100	24,000	0	26,500	13,200	0		
	D13	前年分所得税 203,000 円以上 233,000 円未満	50,800	25,400	0	27,500	13,700	0		
	D14	前年分所得税 233,000 円以上 263,000 円未満	52,800	26,400	0	28,500	14,200	0		
	D15	前年分所得税 263,000 円以上 293,000 円未満	54,400	27,200	0	29,800	14,900	0		
	D16	前年分所得税 293,000 円以上 323,000 円未満	55,900	33,500	0	31,000	18,600	0	80,000	77,000
	D17	前年分所得税 323,000 円以上 353,000 円未満	57,400	34,400	0	31,900	19,100	0		
	D18	前年分所得税 353,000 円以上 443,000 円未満	59,700	35,800	0	33,000	19,800	0		
	D19	前年分所得税 443,000 円以上 703,000 円未満	61,000	36,600	0	34,000	20,400	0		
	D20	前年分所得税 703,000 円以上	62,500	37,500	0	35,500	21,300	0		

(2) 階層区分別入所児童数

階層区分別入所児童数（平成23年3月）は、

A階層（被保護世帯）は、1,404人（全児童数の3.54%）

B階層（市民税非課税世帯）は、3,698人（全児童数の9.33%）

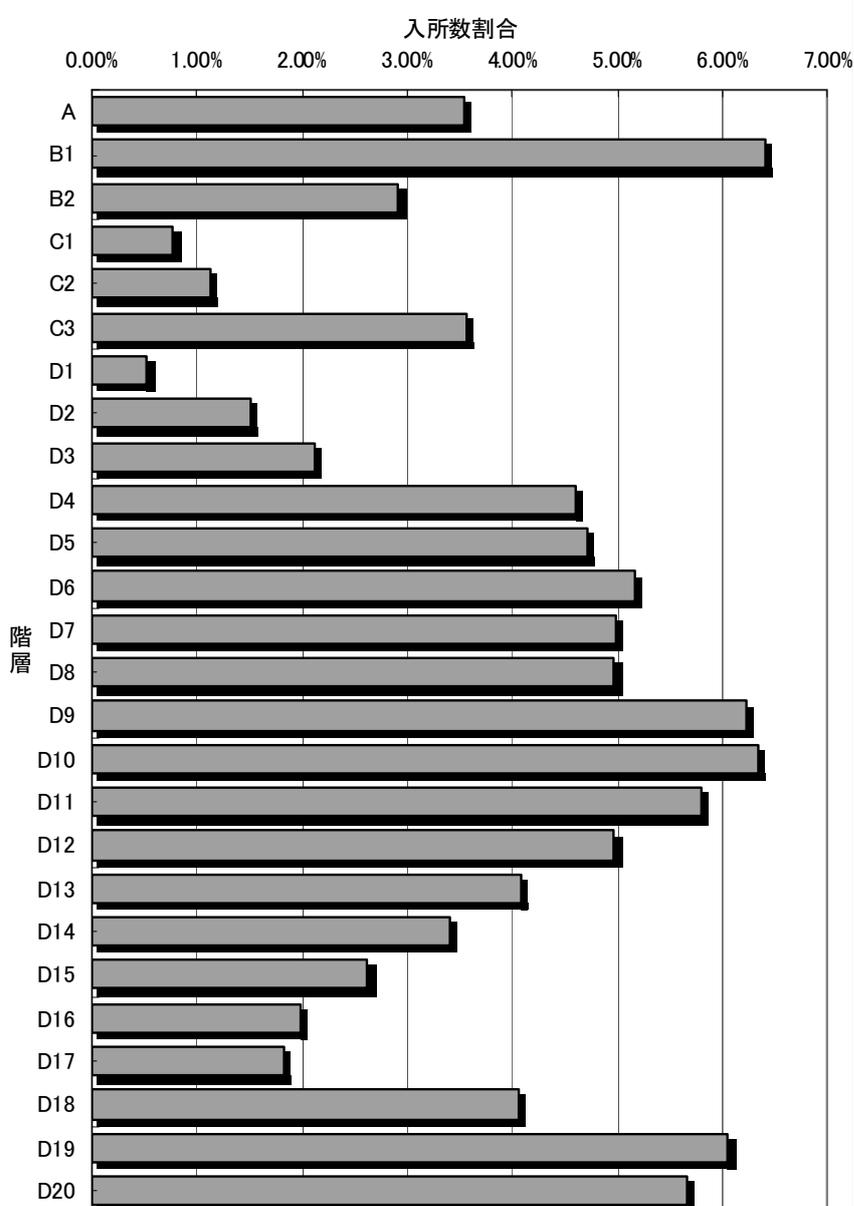
C階層（市民税課税世帯・所得税非課税世帯）は、2,172人（全児童数の5.48%）

D階層（所得税課税世帯）は、32,378人（全児童の81.65%）

となっています。

このうち、特に高所得層であるD18~D20（共働きで夫婦同程度の収入・子ども2人で1人ずつを扶養にしている給与所得世帯の場合、世帯年収1100万円以上）の高所得階層が15.78%と、全体のおよそ1/6を占めています。

階層区分別入所児童数(平成23年3月)



階層	児童数	%
A	1,404	3.54%
B1	2,541	6.41%
B2	1,157	2.92%
C1	309	0.78%
C2	449	1.13%
C3	1,414	3.57%
D1	211	0.53%
D2	602	1.52%
D3	843	2.13%
D4	1,826	4.61%
D5	1,871	4.72%
D6	2,047	5.16%
D7	1,974	4.98%
D8	1,971	4.97%
D9	2,467	6.22%
D10	2,513	6.34%
D11	2,300	5.80%
D12	1,972	4.97%
D13	1,621	4.09%
D14	1,347	3.40%
D15	1,043	2.63%
D16	787	1.98%
D17	725	1.83%
D18	1,612	4.07%
D19	2,400	6.05%
D20	2,246	5.66%
合計	39,652	100%

(3) 就学前児童のいる世帯の年収と認可保育所入所児童のいる世帯の年収
 年収（世帯収入）の状況については、「保育に関するアンケート調査」（横浜市が平成23年3月に就学前児童のいる市内6,488世帯を無作為抽出し実施）によると、次のとおりとなっています。

年収（世帯収入）の状況

認可保育所に入所していると回答した人

「600万円以上800万円未満」が最も多く21.4%、次いで、「400万円以上600万円未満」が19.9%、「800万円以上1000万円未満」が17.3%となっており、400万円以上1000万円未満が全体の58.5%を占める。

認可保育所を利用していないと回答した人

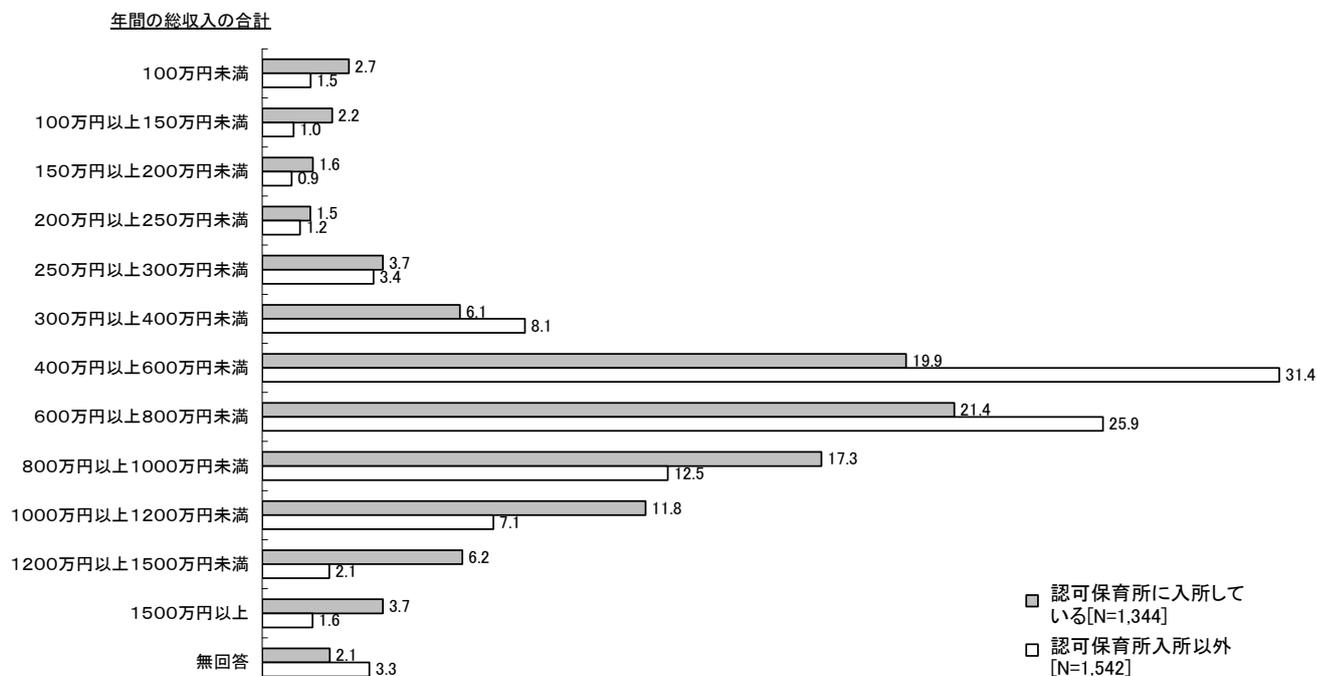
「400万円以上600万円未満」が最も多く31.4%、次いで「600万円以上800万円未満」が25.9%、「800万円以上1000万円未満」が12.5%となっており、400万円以上1000万円未満が全体の69.8%を占める。

低所得層及び高所得層の状況

また、総収入が200万円未満の区分で見ると、「認可保育所に入所している」では6.4%、「認可保育所入所以外」では3.4%となっている。

さらに、総収入が1000万円以上の区分で見ると、「認可保育所に入所している」では21.7%、「認可保育所入所以外」では10.8%となっている。

世帯年収について



(4) 保育料及び月謝等の金額

毎月支払う保育料及び幼稚園等に毎月支払う月謝等、保護者の方の保育に要する負担の状況については、「保育に関するアンケート調査」によると、次のとおりとなっています。

保育料及び月謝等の金額

認可保育所に入所していると回答した人

「2万5千円以上3万円未満」が17.8%で最も多く、次いで「3万5千円以上4万円未満」が11.7%、「2万円以上2万5千円未満」と「3万円以上3万5千円未満」が9.9%となっている。

認可保育所を利用していないと回答した人

問7で幼稚園、家庭保育福祉員、横浜保育室又は認可外保育施設に通っていると回答した803件の施設に支払う月謝・保育料等の金額についてみると、「2万5千円以上3万円未満」が33.6%で最も多く、次いで「3万円以上3万5千円未満」が20.8%、「3万5千円以上4万円未満」が12.3%となっている。

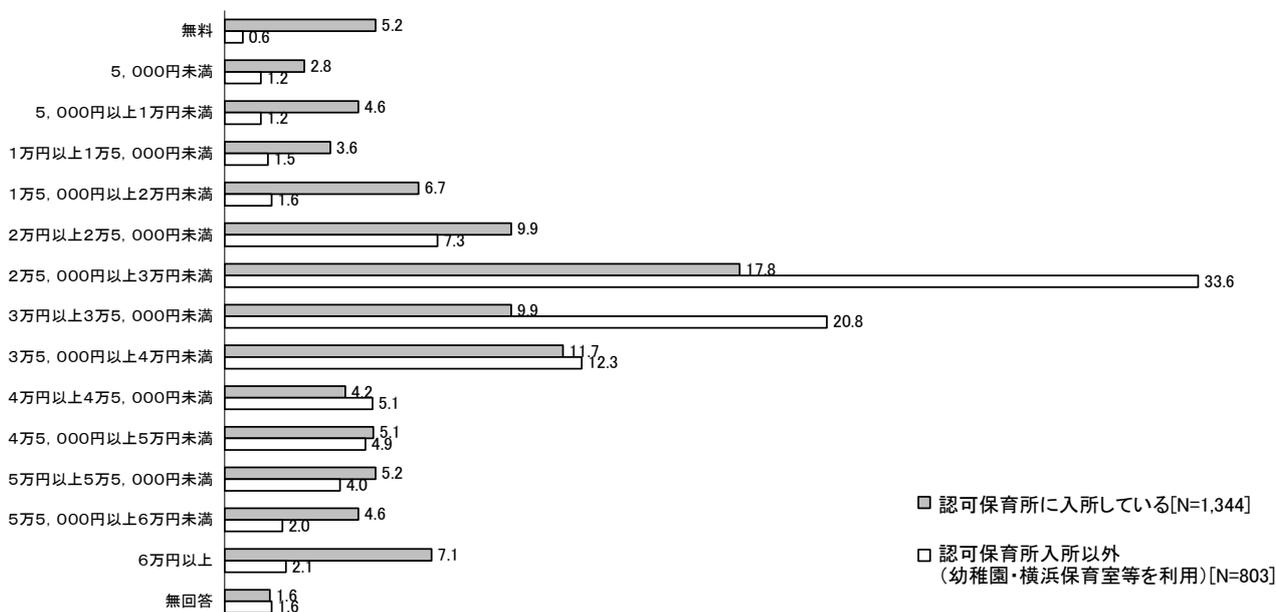
保育料・月謝の額に関する傾向

月謝・保育料等の金額が2万円以上4万円未満をみると、「認可保育所に入所している」では49.3%、「認可保育所に入所していない」では74.1%となっている。

さらに、月謝・保育料等の金額が2万円未満をみると「認可保育所に入所している」では22.9%、「認可保育所入所以外」では6.2%となっており、同様に4万円以上をみると「認可保育所に入所している」では26.2%、「認可保育所入所以外」では18.1%となっている。

保育料及び月謝について

施設に支払う月謝・保育料等の額

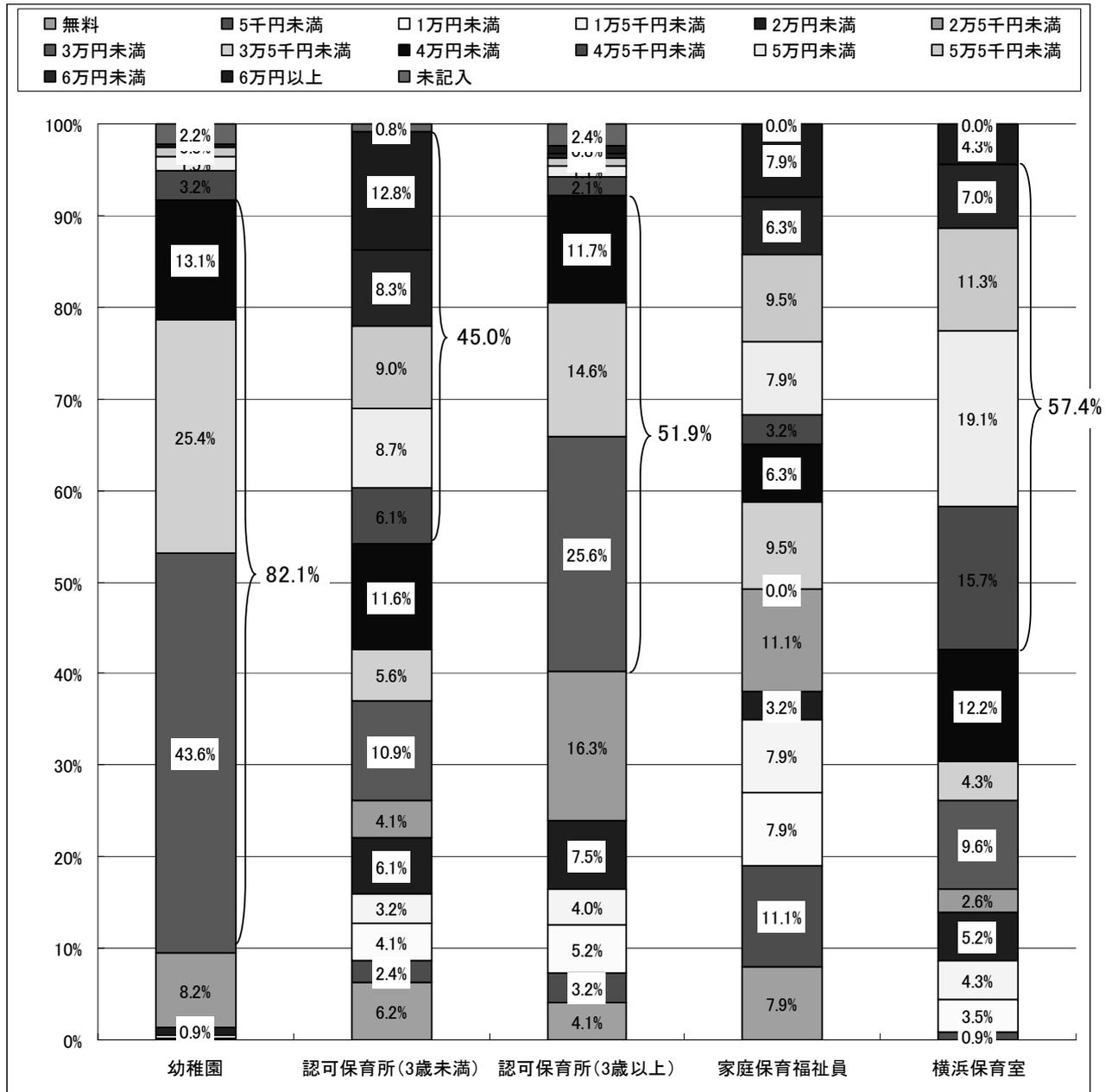


利用サービスごとの保育料・月謝の額

認可保育所の保育料では、3歳未満児で4万円以上の負担をしている人が45.0%であるのに対し、横浜保育室の場合、4万円以上負担している人が、57.4%となっている。

また、3歳以上児では、幼稚園等に毎月支払う月謝等では82.1%の人が2万5千円から4万円の負担となっているのに対し、認可保育所では51.9%となっており、2万5千円未満の負担の人も多くなっている。

各保育サービスにおける利用者負担について



(5) 制度間の負担の差

現在、認可保育所の保育料は、3歳未満児で無料から62,500円の26階層となっていますが、横浜保育室の利用者負担助成は1万円から4万円までとなっており、保護者の方の負担は保育料の上限で18,100円から58,100円となっています。また、家庭保育福祉員の保育料については、14階層が設定されており、無料から57,200円の保育料となっています。

運営経費を比較すると、認可保育所は、本市独自に国基準よりも多くの保育士を配置しているため、運営に要する経費もかかっており、3歳未満児に要する公費は年額で1人あたり約196万円と、横浜保育室の運営経費の年額約134万円の約1.5倍、家庭保育福祉員の年額約156万円の約1.3倍となっています。

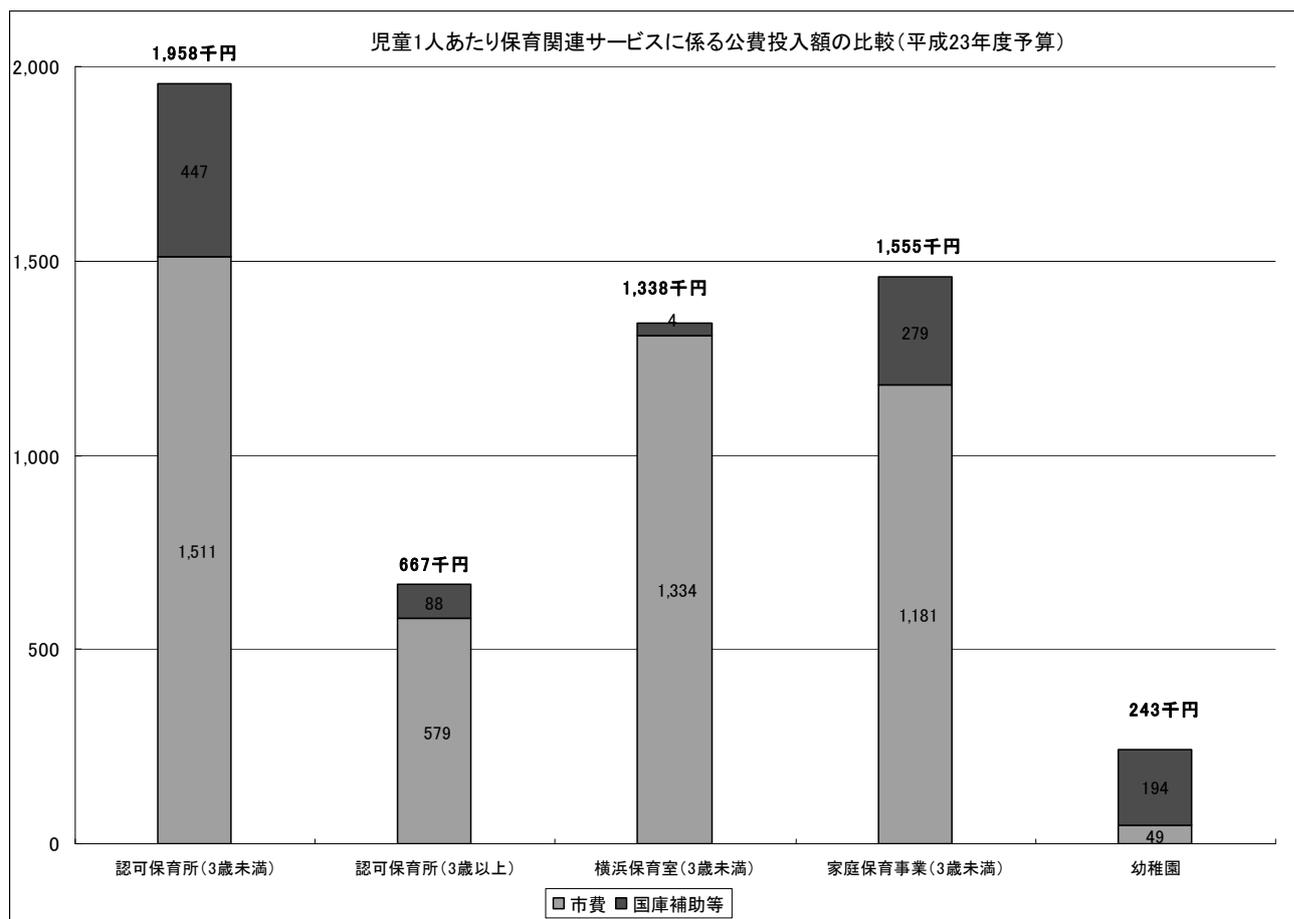
なお、認可保育所の3歳以上児に要する公費は1人あたり67万円となっていますが、幼稚園では約24万円と2.8倍となっています。

保護者負担の比較

階層区分及び定義		認可保育所（11時間まで）		横浜保育室 （11時間まで： ガイドラインの上限）	家庭保育福祉員 （8時間まで）	幼稚園 預かり保育 （11時間利用）
		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳未満	3歳以上
		第1子	第1子	第1子	第1子	第1子預かり
A	被保護世帯	0	0		0	20,326
前年分所得税非課税世帯	B1 前年度分市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	18,100	0	22,476
	B2 前年度分市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	3,000	2,000		2,700	
	C1 平成21年度分市民税均等割のみ	6,400	4,700			22,826
	C2 前年度分市民税所得割10,000円未満	7,800	6,100		6,100	27,643
	C3 前年度分市民税所得割10,000円以上	9,500	7,300			
D1 前年分所得税1,500円未満	11,900	9,100	28,100	12,800		
D2 前年分所得税1,500円以上 7,500円未満	13,700	10,500				
D3 前年分所得税7,500円以上 15,000円未満	15,500	12,200			21,500	
D4 前年分所得税15,000円以上 30,000円未満	19,100	15,000				
D5 前年分所得税30,000円以上 45,000円未満	23,600	18,800	38,100	30,500		
D6 前年分所得税45,000円以上 60,000円未満	27,600	20,800				
D7 前年分所得税60,000円以上 75,000円未満	32,400	22,300			38,700	29,726
D8 前年分所得税75,000円以上 90,000円未満	36,100	23,500				
D9 前年分所得税90,000円以上 113,000円未満	39,600	24,300	48,100	43,700		
D10 前年分所得税113,000円以上 143,000円未満	42,600	25,100				
D11 前年分所得税143,000円以上 173,000円未満	45,400	25,800			48,200	51,300
D12 前年分所得税173,000円以上 203,000円未満	48,100	26,500				
D13 前年分所得税203,000円以上 233,000円未満	50,800	27,500	58,100	54,000		
D14 前年分所得税233,000円以上 263,000円未満	52,800	28,500				
D15 前年分所得税263,000円以上 293,000円未満	54,400	29,800			54,000	34,660
D16 前年分所得税293,000円以上 323,000円未満	55,900	31,000				
D17 前年分所得税323,000円以上 353,000円未満	57,400	31,900	56,200			
D18 前年分所得税353,000円以上 443,000円未満	59,700	33,000				
D19 前年分所得税443,000円以上 703,000円未満	61,000	34,000		57,200		
D20 前年分所得税703,000円以上	62,500	35,500				

幼稚園の保育料は市内平均年額317,900円から就園奨励補助金を引いた額を12で除した額に、市内平均の入園料114,036円を36か月で除した額を加え、これに預かり保育料の月額上限9,000円を加えた額です。

公費投入額の比較



4 認可保育所の保育料徴収状況

平成22年度の現年度分保育料の収納率は、98.0%でした。一方で、滞納繰越分の収納率は14.8%となっています。

滞納者に対する納付指導については、民間事業者を活用した電話納付案内を実施しているほか、再三の催告にもかかわらず納付のない世帯に対しては滞納処分（給与等の差押え）が実施されています。

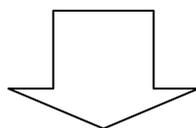
Ⅲ 保育料等のあり方について

1 議論の視点

(1) 課題

ア 財源の確保

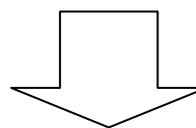
- ・ 子どもの健やかな育ちを支えることを目的に、質の高い保育が提供されるための体制の構築が必要
- ・ 横浜市では、毎年多くの保育所等の整備を行っている一方で、年々認可保育所への申込者も増えており、保育所の運営に要する経費が増え続けている。
- ・ 年々保育所が増えていく状況で、保育の質を確保していくためには、研修等の充実も求められる。



安定的な保育サービスを提供し続けていくためには、現在以上に財源の確保という大きな課題を解決することが求められる。

イ 負担の公平性の確保

- ・ 認可保育所や横浜保育室、家庭保育福祉員等、横浜市内には様々な形で保育が提供されているが、同じ横浜市民の子どもであっても利用するサービスによって、保護者負担額や公費の投入額に差が見られる



- ・ 待機児童が多い現状で、全ての市民の子どもの健やかな育ちを確保していくためにも、利用しているサービスによって、保護者の負担や受けられる保育の内容に大きな差が出ないようにしていくことも必要
- ・ 保護者が自分にあつた必要な保育サービスを選択して利用できるようにするために、保育サービスの間で、利用者負担の差を縮めていくことも必要

上記の課題を踏まえ、本検討委員会では、次の2つの視点から保育料等のあり方について検討を行ってきました。

(2) 検討の視点

ア 認可保育所利用者間の負担の公平性の視点

- ・保育料階層ごとの、負担の公平性の確保

保育料の負担は、現在、3歳未満児の場合、無料から62,500円と所得階層に応じて設定されていますが、所得階層ごとに所得の幅にばらつきが見られることや、各階層間の保育料の差額にも違いが見られることから、所得階層ごとの公平性に留意しました。

- ・3歳未満児と3歳以上児における運営費に対する保護者負担割合の公平性

3歳未満児と3歳以上児では、運営経費に対する保護者負担の割合が3歳以上児の方が大幅に高いことから、保護者の負担感に配慮しつつ、3歳未満児と3歳以上児の保護者負担の割合の公平性についても留意して検討を進めました。

イ 横浜保育室や家庭保育福祉員等、認可保育所以外の保育サービス利用者との負担の公平性の視点

- ・横浜保育室や家庭保育福祉員等、認可保育所以外の保育サービスにおける、負担の公平性の確保

横浜市では、認可保育所以外にも、横浜保育室や家庭保育福祉員等、様々な主体による保育が提供されていますが、制度ごとに利用者負担や公費の投入額に差が見られるため、検討にあたっては、横浜保育室や家庭保育福祉員等の他の保育サービスとの公平性にも留意して検討を進めました。

2 保育料等のあり方

(1) 認可保育所保育料の階層区分（26階層）のあり方

ア 階層区分のあり方

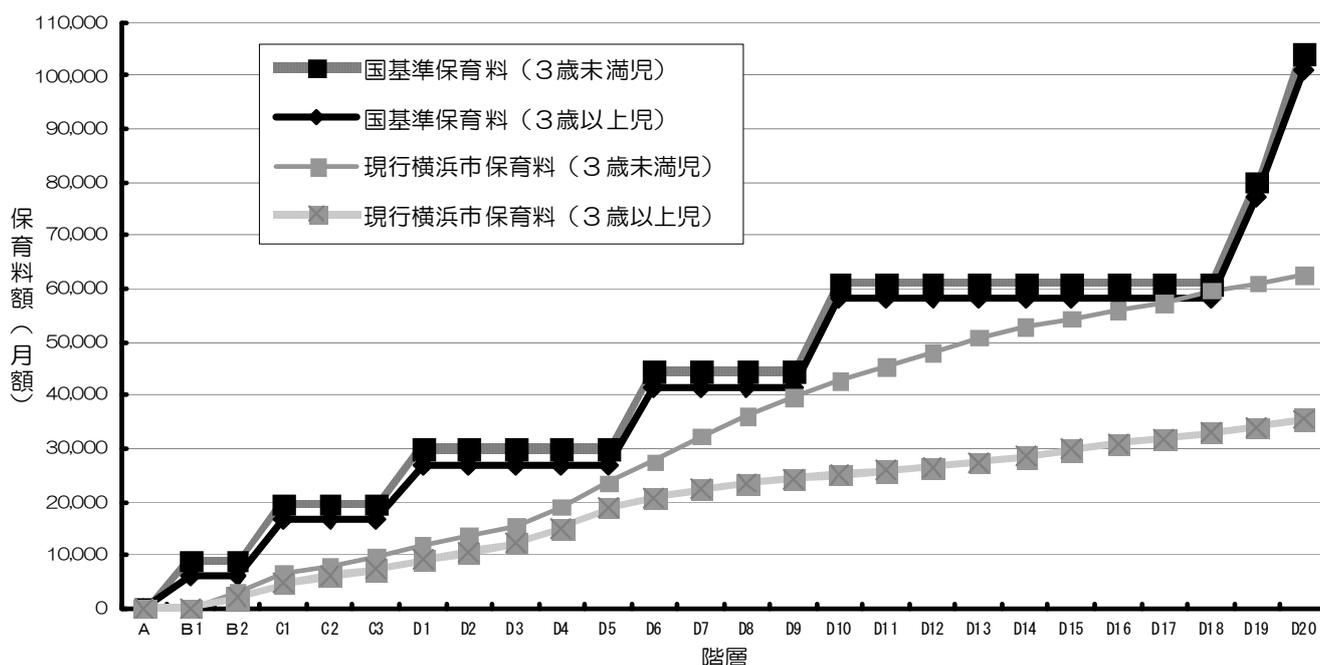
国基準の保育料は8階層であるのに対し、横浜市の保育料は、保護者の負担能力に応じてより所得に応じた負担となるよう、26階層に設定しています。

A階層（被保護世帯）及びB1階層（市民税非課税のひとり親世帯等）は無料であり、B2階層（B1階層以外の市民税非課税世帯）、C階層（市民税課税・所得税非課税世帯）及びD階層（所得税課税世帯）はそれぞれ課税額に応じて保育料を設定しています。

所得に対する累進性を見ると、本市の3歳未満児のC1階層からD3階層までは比較的なだらかで、その後D13階層まで傾斜が強くなり、D13階層以降はまた緩やかになっています。

また、3歳以上児では、D4階層からD8階層までは比較的傾斜が強くなりますが、それ以外の階層では緩やかになっています。

平成23年度予算における国基準保育料および本市保育料比較



国基準保育料は保育士等の人件費や給食材料費、光熱水費などの保育所運営費を基礎とした保育料が設定されています。横浜市では国基準よりも職員配置等を手厚していることから、市費の負担が多くなっていることから、今後もよりよい保育が提供されるようにするためには、保護者の方からの協力も必要と考えます。

各児童が実際に受ける保育サービスは皆同じであるのだから保育料も定額とすべき、という御意見が、保育に関するアンケートの結果等でもありました。しかし、安定的な保育を提供していくことや、認可保育所入所者の保護者全体で保育所の運営を支える観点から、現在保育料を負担していただいている認可保育所入所者の保護者の方には、広く一定の負担を求めていく必要があります。しかし、保育所は児童福祉施設であることや、昨今の経済状況等を鑑みると、家計への影響については配慮が必要と考えます。また、認可保育所入所者の保護者のうち、負担が可能な方には、一定の負担を求めていく必要がありますが、高所得階層の方の保育料については、国において、平成22年度にそれまでの最高階層の上に新たな階層を設け、保育料の上限が引き上げられていることや、同じ階層内での世帯収入の幅が他の階層と比べて広いのに対し、保育料額の差が小さいため、所得に応じた応分の負担をしていただくための見直しが必要と考えます。

また、横浜市の保育料の階層では、D階層のD18階層からD20階層において、同じ階層内での世帯収入の幅が100万円以上になる等、他の階層と比べて所得の幅が広がっています。また、D18階層以上では階層が変わった際の保育料の差が、3歳未満児の場合、1,300円～1,500円となっているのに対し、D5～D10階層の中間所得層では階層が変わった際の保育料の差が3歳未満児で3,000円～4,800円と階層間での保育料の幅や保育料額のバ

ランスを欠いているところが見受けられます。

このため、現行の26階層の区分と、階層間の保育料の差額について再検討することも必要と考えます。

あわせて、検討に当たっては認可保育所に入所している世帯の所得間での公平性に加え、現在、認可保育所を利用していない子どもも含め、全ての市民の子どもの子育てを支援していくという視点を持つことが必要です。横浜市の限りある財源の中で、横浜市の全ての子どもが、広く子育て支援サービスを利用できるようにするためにも、保育料の引き上げにより生じる財源を、保育所以外の子育て支援施策の充実に充当することができるよう、市費の使い方を含め、見直しを行うべきと考えます。

所得の差に対する保育料の差

階層区分及び年間世帯収入の目安	所得の幅	3歳未満 市基準		3歳以上 市基準			
		保育料	階層ごとの差額	保育料	階層ごとの差額		
平成22年分所得税課税世帯	D1	314万円 ~ 317万円	3万円	11,900	1,800	9,100	1,400
	D2	317万円 ~ 335万円	18万円	13,700	1,800	10,500	1,700
	D3	335万円 ~ 363万円	28万円	15,500	3,600	12,200	2,800
	D4	363万円 ~ 413万円	50万円	19,100	4,500	15,000	3,800
	D5	413万円 ~ 457万円	44万円	23,600	4,000	18,800	2,000
	D6	457万円 ~ 513万円	56万円	27,600	4,800	20,800	1,500
	D7	513万円 ~ 564万円	51万円	32,400	3,700	22,300	1,200
	D8	564万円 ~ 613万円	49万円	36,100	3,500	23,500	800
	D9	613万円 ~ 690万円	77万円	39,600	3,000	24,300	800
	D10	690万円 ~ 780万円	90万円	42,600	2,800	25,100	700
	D11	780万円 ~ 866万円	86万円	45,400	2,700	25,800	700
	D12	866万円 ~ 940万円	74万円	48,100	2,700	26,500	1,000
	D13	940万円 ~ 983万円	43万円	50,800	2,000	27,500	1,000
	D14	983万円 ~ 1,026万円	43万円	52,800	1,600	28,500	1,300
	D15	1,026万円 ~ 1,069万円	43万円	54,400	1,500	29,800	1,200
	D16	1,069万円 ~ 1,112万円	43万円	55,900	1,500	31,000	900
	D17	1,112万円 ~ 1,154万円	42万円	57,400	2,300	31,900	1,100
	D18	1,154万円 ~ 1,283万円	129万円	59,700	1,300	33,000	1,000
	D19	1,283万円 ~ 1,464万円	181万円	61,000	1,500	34,000	1,500
	D20	1,464万円 ~		62,500		35,500	

*夫婦共働き、子ども2人世帯で、給与所得の場合を想定

*夫婦とも収入額は同じで、扶養児童は1人ずつ申告しているものとして計算

*社会保険料控除は、収入の1割とし、他の控除は適用されていないものと仮定

イ 3歳未満児と3歳以上児の保育料のあり方

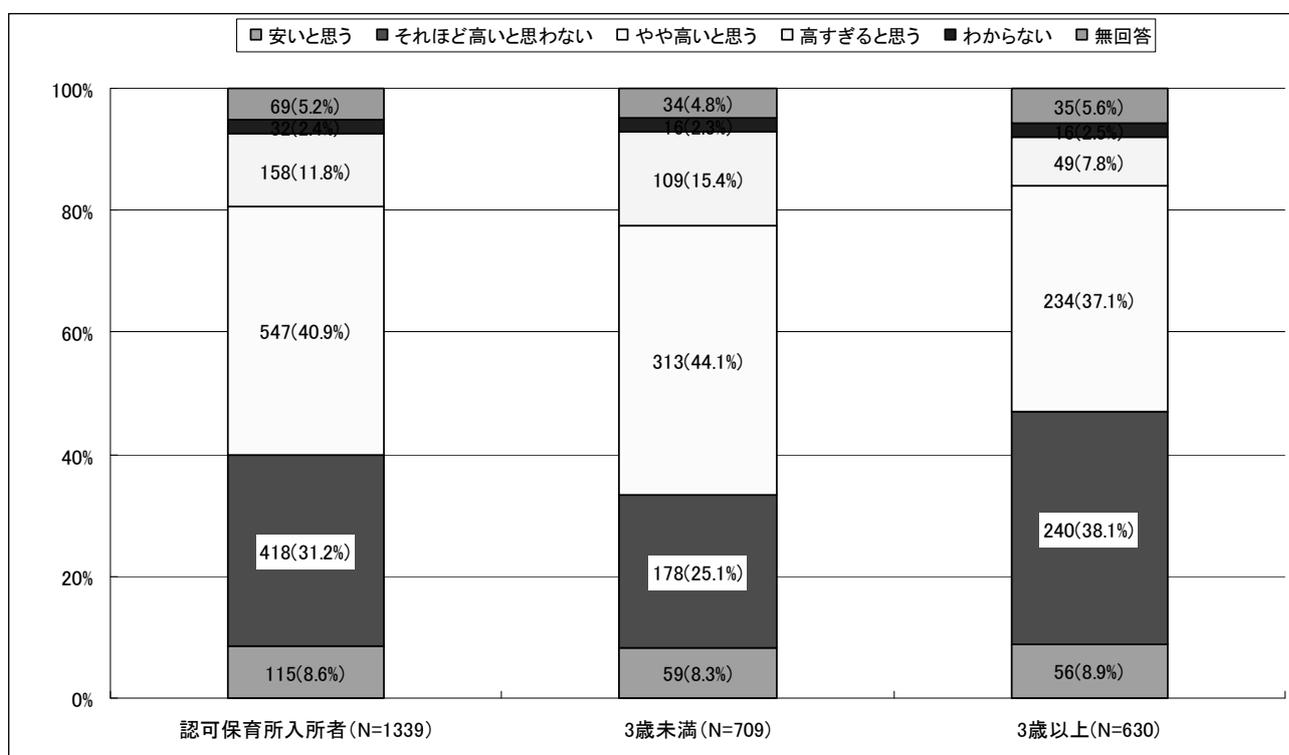
3歳未満児と3歳以上児の保育料を比較すると、D20階層（最高額）で3歳未満児の62,500円に対し、3歳以上児は35,500円と、27,000円の差があり、3歳未満児は3歳以上児の1.76倍となっています。

これは、3歳未満児は3歳以上児に比べて、食事や排泄など日々の保育に多くの援助が必要なこと、具体的には保育士の市の配置基準が0歳児は児童3人に対し保育士1人であるのに対し3歳児では15対1であること等により、認可保育所運営経費（平成23年度予算）が児童1人1か月当たり、3歳未満児は195,446円、3歳以上児は76,292円と3倍近い開きがあることによるものです。

「保育に関するアンケート調査」では、認可保育所入所世帯の保育料等の負担感について、認可保育所入所者全体のうち、『やや高いと思う（負担できない額ではない）』と回答したのは40.9%、『それほど高いと思わない（あまり負担とは感じていない）』は31.2%でした。『高すぎると思う（とても負担に感じる）』と回答した世帯は11.8%でしたが、年齢区分別の内訳を見ると、3歳以上児の入所世帯では7.8%であるのに対し、3歳未満児の入所世帯では15.4%と、約2倍の開きとなっています。

保育に要する経費から考えると、3歳未満児と3歳以上児を同じ保育料とすることはできませんが、保育に要する経費が高い3歳未満児の利用が増えていることから、市や国の負担も増えていることとなります。このため、保護者の方の負担感を考慮しつつも、3歳未満児と3歳以上児の保育に要する経費に対する保育料の割合のバランスについて検討していくべきと考えます。

現在の保育料に関する負担感について(認可保育所入所者)



ウ 多子減免のあり方

多子減免については、階層区分によって異なりますが、第2子の保育料は第1子の保育料に対して40%から60%の割合で設定されています。

子どもの数が多いほど子育てにかかる費用も多く、家計への負担も大きくなりますので、次世代育成支援及び少子化対策の観点からも、多子減免は大変重要であると考えます。

今回、保育料を引き上げる場合には、特に低所得層から中間所得層にかけて、負担が大きくなるような配慮が必要と考えます。

(2) 横浜保育室の負担のあり方

横浜保育室の負担については、平成22年度から、利用者負担軽減助成制度を

所得に応じて1万円から4万円までに拡充したことで、ガイドラインの上限の保育料の場合で、保護者の負担の上限は18,100円から58,100円の5段階となったものの、現在でも特に低所得者で認可保育所の保育料との差が見られます。

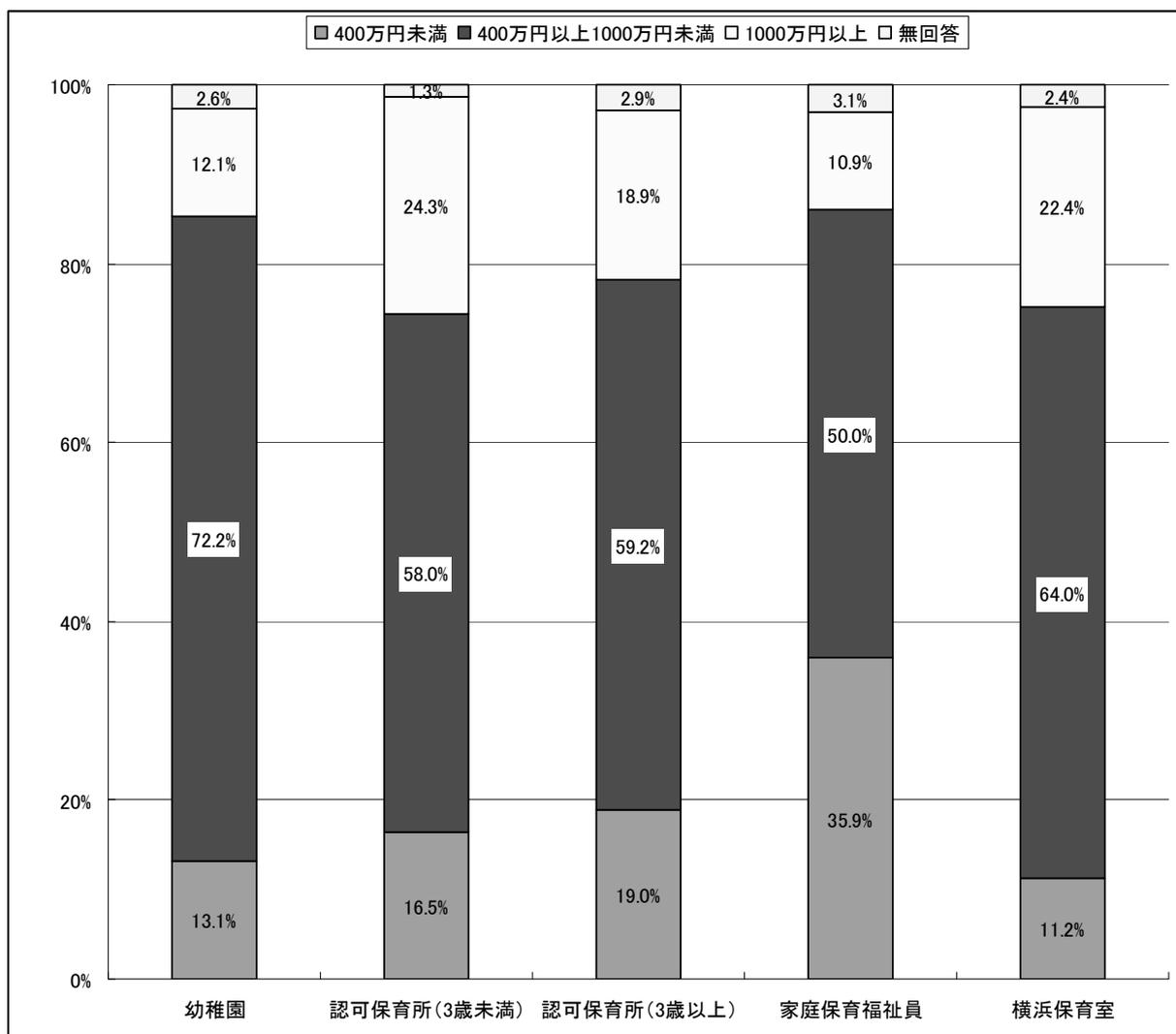
このことにより、「保育に関するアンケート調査」の結果では、所得の低い方での利用が少ない状況も見られました。

また、認可保育所では第2子の保育料が第1子の保育料に対して、40%～60%の割合で設定されているのに対し、横浜保育室の多子減免は第1子の保育料から18,000円の減額となっており、認可保育所との差が見られます。

すべての市民の子どもへの健やかな育ちを確保することや、認可保育所の利用者との公平性を考えると、利用者負担の差を縮めることや、所得の低い方であっても利用できる保育の選択肢を増やすことが求められます。このため、**横浜保育室の利用者負担助成の拡充や、所得階層区分の見直し、多子減免のあり方について検討すべきと考えます。**

ただし、現在、横浜保育室の利用者負担額は各保育室で設定しているほか、利用者負担軽減にかかる事務手続きを各保育室が実施していることから、各保育室の事務負担を含めて検討する必要があります。また、横浜保育室については、年度途中の転園等により、運営が不安定な部分もある中で、保育が安定的に提供されるよう、事業者が努力している中で、市としても現状を踏まえ、横浜保育室の運営に配慮が必要と考えます。

所得別保育サービスの利用状況



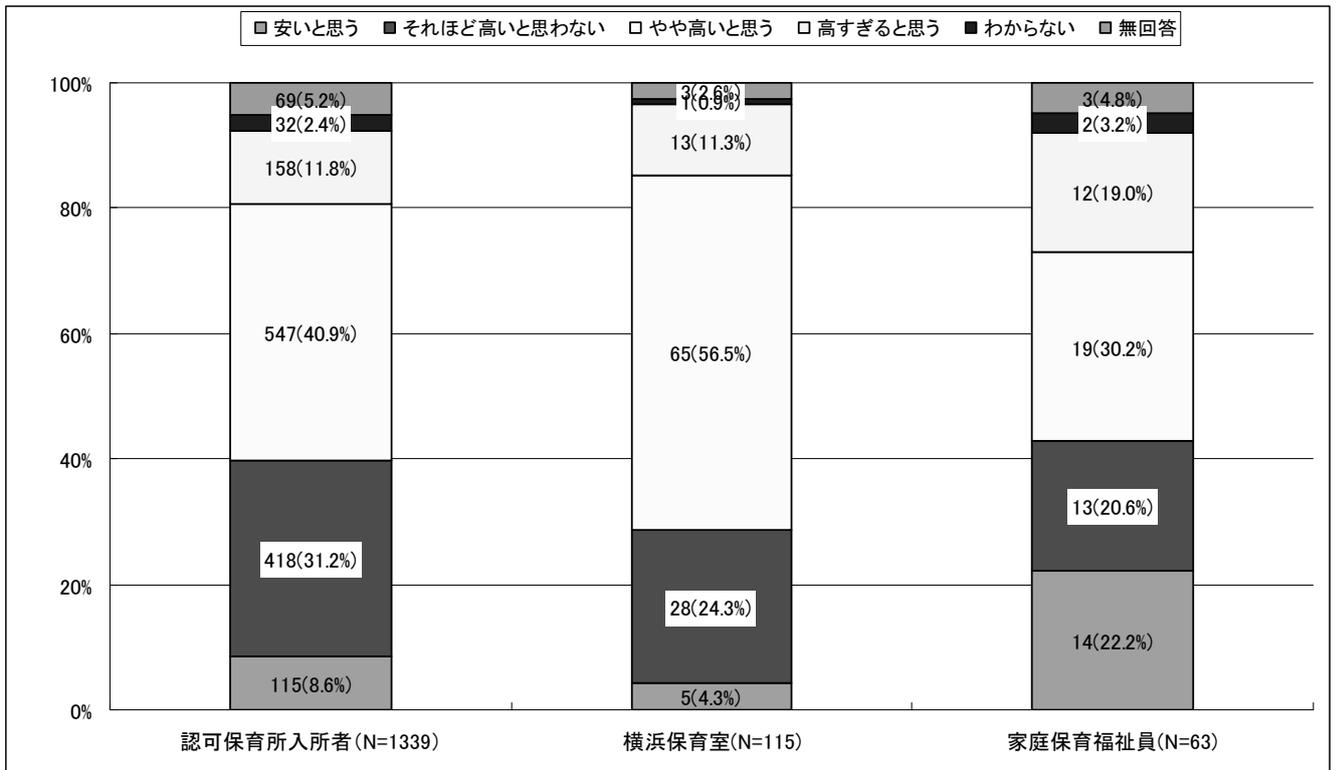
(3) 家庭保育福祉員の負担のあり方

家庭保育福祉員の利用者負担については、階層が比較的細かく設定されていることや、利用者負担額自体も安くなっているため、「保育に関するアンケート調査」の結果でも、負担感を感じている人は少ない状況となっています。

家庭保育福祉員の場合、家庭的な雰囲気ですら人数に対して保育を提供することから、きめ細やかな保育が実施できる一方で、個人が自宅等で保育を提供するため、密室での保育になるという課題も見られます。

このため、まずは、家庭保育福祉員による保育の質を高めるために、必要な体制等を検討し、その上で必要となるコストを基に、利用者負担を検討すべきと考えます。

現在の保育料に関する負担感について（認可保育所・横浜保育室・家庭保育福祉員）



(4) その他

ア 認可保育所保育料の収納率向上に向けた取り組み

平成22年度の現年度分保育料の収納率は、98.0%、滞納繰越分の収納率は14.8%で、総合では91.8%となっていますが、認可保育所の利用者間の公平性を確保していくためには、サービスを利用しているにもかかわらず、保育料を払わない保護者がいることは問題と考えます。

横浜市では、保育料を滞納する保護者に対し、差押等の対応を行っています。保育に必要な財源を確保するだけでなく、保護者間の公平性を確保するためにも、引き続き保育料を着実に徴収する努力が必要です。

イ 保育の質の向上に向けた取り組み

横浜市においては、待機児童対策として、毎年多くの認可保育所や横浜保育室等が設置されています。このように量的拡大を図るとともに、子ども達が安心して安全な場所で過ごせるようにするためにも、各保育所等における保育の

質を確保するための取り組みも必要となります。

また、子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育所が、地域における子育て支援の役割を総合的かつ積極的に担うことは、保育所の重要な役割となっています。

このため、保育や子育て支援の質を常に向上させるため、保育所における職員研修の充実等も求められています。各保育所における取り組みを支援するためにも、「横浜市中期4か年計画」や「かがやけ横浜こども青少年プラン」に基づき、「保育所における質の向上に向けたアクションプログラム」の推進等の取り組みが求められます。

あわせて、質の向上に向けた各保育所の自主的な取り組みとして「自己評価に基づく第三者評価の受審」や、各保育所の運営状況を確認するため、「保育所に対する指導監査」の充実が求められます。

ウ 保護者に対する保育の情報提供の取り組み

保育所等に関する情報は、現在ホームページに掲載するほか、区役所でチラシ等が配付されていますが、「保育に関するアンケート調査」の中でも、情報を入手しづらいという意見がありました。また、インターネットを使うことに慣れておらず、保育に限らず、子育て支援に関する情報をどのように入手すればよいのかわからない保護者の方も多くいます。

横浜市では平成23年6月から「保育コンシェルジュ」が全区に配置され、保護者のニーズに応じて、保育に関する必要な情報を提供することとしています。しかし、保育サービスの利用に当たって必要となる保育料に関する情報をはじめ、誰もがいつでも分かり易く、保育や子育てに関する情報が入手できるよう、情報の提供場所や、提供方法を充実させる取り組みが求められます。

エ 子育て支援策の充実に向けた取り組み

現在、横浜市の就学前児童のうち、認可保育所を利用されている方は2割程度となっており、大半の子どもは幼稚園等、認可保育所以外のサービスの利用や、在宅で育てられています。その一方で、横浜市が保育所の運営に投入している予算と、その他の就学前児童の子育て支援にかけている予算には大きな差が見られます。

このため、認可保育所に預けている子どものことだけでなく、地域の子育て支援策の一層の充実に取り組むべきものと考えます。

おわりに

横浜市では、平成 25 年 4 月に待機児童を解消する目標を掲げており、必要な人がサービスを受けられるようにするため、認可保育所や横浜保育室の定員増等に積極的に取り組み、保育サービスの充実に努めています。

また、認可保育所等の整備だけでなく、幼稚園預かり保育や一時保育の拡充など多様な保育ニーズに応じてきめ細かな対応を進めるとともに、保育コンシェルジュの活用等により、その人にあった保育サービスにつなげていく新たな取り組みも行われています。

このような横浜市の取り組みの中で、認可保育所の運営に要する経費は増え続けており、保育の質も引き続き確保していかなければならないことから、市として、財源の確保に向けた取り組みが必要な状況となっています。

その一方で、同じ横浜市民の子どもであっても保育所を利用したくても利用できていない人や、在宅で子育てをしている市民の方が多い中で、同じ横浜市民の子どもに対し、公費が公平に使われることも求められています。

そのためには、保育所を利用されている方で、負担が可能な方には一定の負担をしていただくことで、全ての市民の子ども達に、施策ごとに公平性に配慮して、公費が配分されることが必要と考えます。

なお、今回の保育料の見直しで保育料を引き上げる場合には、保育所が経済的な理由で利用が抑制されることのないよう、家計への負担に配慮しながら定めていくことも必要です。

一方で厳しい財政状況にありますが、横浜市もよりよい保育が提供されるようにするため、保育の実施体制の確保や研修の実施等の保育所の支援に取り組むことが必要です。現在、各保育所等では様々な保護者のニーズ等に対応する中で、子どもの健やかな育ちを支えるために、保育の質の向上に努力しています。横浜市は各施設の取り組みを支援するとともに、保育所側も、引き続き施設運営について質の向上に自ら取り組み、運営の効率化等に向けた努力を続けることを望みます。

子ども達には、安心して安全な場所で過ごす権利があると考えます。それは家庭で育てている子どもであっても、保育所で過ごす子どもであっても、幼稚園等の子どもでも同じであって、全ての子どもが安心して安全な場所で過ごせるよう、引き続き横浜市は努力していくことが必要です。

また、子育てについての第一義的責任は保護者が有することとなりますが、家庭の大切さを保護者と共に地域社会も今一度認識し、子どもの育ちを地域全体で支える仕組みが必要です。このため、横浜市は地域で様々な活動実績のある市民団体や NPO、事業者と協働しながら在宅家庭に対する子育て支援サービスを提供することや、政策・施策や課題ごとに、行政が主たる役割を果たすべき分野、行政と市民・事業者等が共同で実施する分野、市民・事業者等が主体的に取り組む分野などを検討し、その役割分担について、たえず議論していくことが大切です。

本検討委員会の提言が、一人ひとりの子どもたちの健やかな成長につながり、次世代育成支援の一助となることを望みます。

委員名簿

敬称略 五十音順

氏名	所属・役職	備考
加藤 光胤	横浜市社会福祉協議会横浜保育室部会長	
佐野 健一	横浜市私立保育園園長会会長	平成23年5月から
白石 小百合	横浜市立大学教授	副委員長
鈴木 範雄	横浜市私立保育園園長会会長	平成23年4月まで
廣木 理英	保育園を考える親の会	
増田 まゆみ	東京家政大学教授	委員長
松岡 美子	特定非営利活動法人 グリーンママ理事長	

審議経過

開催回	開催日	議題
第1回	平成22年10月21日(木)	■認可保育所の保育料のあり方及び階層区分について ■横浜保育室・家庭的保育事業等の利用者負担のあり方
第2回	平成23年2月8日(火)	■保育料の見直しに係る論点の整理について ■保育に関するアンケート調査について
第3回	平成23年5月25日(水)	■保育に関するアンケート調査について
第4回	平成23年7月21日(水)	■保育料等のあり方の方向性について
第5回	平成23年8月30日(火)	■報告書案について

横浜市保育料等のあり方検討委員会設置要綱

制定 平成 22 年 9 月 29 日 こ保運第 1570 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、保育料等の利用者負担のあり方を検討するために設置する「横浜市保育料等のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の必要事項について定めるものとする。

（検討事項）

第 2 条 検討委員会は、次の事項を検討する。

- （1）認可保育所の保育料のあり方及び保育料の階層区分
- （2）横浜保育室、家庭的保育事業等の利用者負担のあり方
- （3）その他

（組織）

第 3 条 検討委員会は委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保育所利用者・未利用者代表、保育事業関係者等のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に掲げる委員のほか、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（設置期限）

第 4 条 検討委員会の設置期限は、平成 24 年 3 月 31 日とする。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 6 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 検討委員会は、委員長が招集し、主催する。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、こども青少年局子育て支援部保育運営課運営指導係において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月29日から施行する。

横浜市保育料等のあり方検討委員会報告書について

－横浜市の保育料等のあり方に関する報告書の概要－

平成 23 年 9 月

1 はじめに

横浜市では、“未来の世代を育むまち「よこはま」の実現”を目指し、さまざまな子育て支援施策を実施しているところです。この中でも、保育所運営事業の推進にあたっては、子どもの健やかな育ちを支えることを目的に、質の高い保育が提供されるよう、国基準よりも職員配置を手厚くする等、様々な取り組みを行ってきました。

一方で、平成 25 年 4 月の待機児童解消を目標に、保育所の整備等に取り組んできたことで、保育所入所定員の増加等に伴い、保育所運営にかかる費用は年々増加しています。

現在、横浜市の保育料は、市費の投入や、所得階層を 26 階層に細分化することで、国基準よりも保護者負担を軽減するとともに、所得に応じた保育料を設定しているところです。しかし、設定された保育料を所得階層ごとに比較すると、階層区分ごとの所得の設定の幅や階層区分間の保育料の金額の上昇幅にやや均衡に欠けるところが見受けられます。

また、保育所の受け入れ枠の拡大を進めるとともに、「横浜保育室」や「家庭保育福祉員」、「幼稚園預かり保育」による受け入れの増等に取り組んでいるところです。保育所と横浜保育室等の保育所以外の保育サービスを比較すると、運営に要する経費だけでなく、公費と保護者の負担割合に差が見られる状況です。保育所に入所している児童は、横浜市の就学前児童全体のうちの 2 割程度で、多くの児童は保育所を利用していないことから、保育所入所者以外への子育て支援策も求められています。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、安定的な保育サービスの提供と、保育所とそれ以外の各種保育サービスの負担の公平性を確保する観点から、平成 22 年 10 月から「横浜市保育料等のあり方検討委員会」を設置し、保育料を含めた利用者負担のあり方について検討をしてきました。

2 検討の視点

安定的な保育サービスを提供し続けていくためには、**財源の確保という大きな課題**を解決することが求められます。一方で、認可保育所や横浜保育室、家庭保育福祉員等、横浜市内には様々な形で保育が提供されている実態がある中で、全ての市民の子どもの健やかな育ちを確保していくためにも、利用しているサービスによって、保護者の負担や受けられる保育の内容に大きな差が出ないようにしていくことも必要であるため、次の 2 つの視点から保育料等のあり方について検討を行ってきました。

ア 保育所利用者間の負担の公平性の視点

保育料の負担は、現在、3 歳未満児の場合、無料から 62,500 円と所得階層に応じて設定されていますが、**所得階層ごとに所得の幅にばらつきが見られることや、各階層間の保育料の差額にも違いが見られることから、所得階層ごとの公平性に留意**しました。

また、3 歳未満児と 3 歳以上児では、運営経費に対する保護者負担の割合が 3 歳以上児の方が大幅に高いことから、保護者の負担感に配慮しつつ、3 歳未満児と 3 歳以上児の保護者負担の割合の公平性についても留意して検討を進めました。

イ 横浜保育室や家庭保育福祉員等、認可保育所以外の保育サービス利用者との負担の公平性の視点

横浜市では、保育所以外にも、横浜保育室や家庭保育福祉員等、様々な主体による保育が提供されていますが、**制度ごとに利用者負担や公費の投入額に差が見られるため、検討にあたっては、横浜保育室や家庭保育福祉員等の他の保育サービスとの公平性にも留意**して検討を進めました。

3 保育料等のあり方

(1) 認可保育所保育料のあり方

ア 階層区分(26階層)のあり方

安定的な保育を提供していくため、**認可保育所入所者の保護者の方には、広く一定の負担を求めつつも、家計への影響については配慮が必要**と考えます。

高所得階層の方の保育料については、国において、平成22年度にそれまでの最高階層の上に新たな階層を設け、保育料の上限が引き上げられていることや、同じ階層内での世帯収入の幅が他の階層と比べて広いのに対し、保育料額の差が小さいため、**所得に応じた応分の負担をしていただくための見直しが必要**と考えます。

イ 3歳未満児と3歳以上児の保育料のあり方

保育に要する経費から考えると、同じ保育料とすることはできませんが、保護者の負担感を考慮しつつも、**3歳未満児と3歳以上児の保育に要する経費に対する保育料の割合のバランスについて検討**していくべきと考えます。

ウ 多子減免のあり方

子どもの数が多いほど子育てにかかる費用も多く、家計への負担も大きくなりますので、次世代育成支援及び少子化対策の観点からも、多子減免は大変重要であると考えます。保育料を引き上げる場合には、**低所得層から中間所得層にかけて、負担が大きくなるような配慮が必要**と考えます。

(2) 横浜保育室の負担のあり方

横浜保育室の負担については、平成22年度から、利用者負担軽減助成制度を所得に応じて1万円から4万円までに拡充したものの、現在でも特に低所得者で認可保育所の保育料との差が見られます。すべての市民の子どもへの健やかな育ちを確保することや、認可保育所の利用者との公平性を考えると、利用者負担の差を縮めることや、所得の低い方であっても利用できる保育の選択肢を増やすことが求められるため、**横浜保育室の利用者負担助成の拡充や、所得階層区分の見直し、多子減免のあり方を検討**すべきと考えます。

(3) 家庭保育福祉員の負担のあり方

家庭保育福祉員の場合、家庭的な雰囲気です少人数に対して保育を提供することから、きめ細やかな保育が実施できる一方で、個人が自宅等で保育を提供するため、密室での保育になるという課題も見られます。

このため、まずは、家庭保育福祉員による保育の質を高めるために、必要な体制等を検討し、その上で必要となるコストを基に、利用者負担を検討すべきと考えます。

(4) その他

ア 保育料の収納率向上に向けた取り組み

平成22年度の保育料の収納率は91.8%となっていますが、保育に必要な財源を確保するだけでなく、保護者間の公平性を確保するためにも、引き続き引き続き保育料を着実に徴収する努力が必要です。

イ 保育の質の向上に向けた取り組み

横浜市においては、毎年多くの保育所や横浜保育室等が設置されているため、各保育所等における**保育の質を確保するための取り組みも必要**となります。

また、地域における子育て支援の役割を担うことは、保育所の重要な役割となっています。

このため、「保育所における質の向上に向けたアクションプログラム」の推進や「自己評価に基づく第三者評価の受審」、「保育所に対する指導監査」の充実が求められます。

ウ 保護者に対する保育の情報提供の取り組み

保育に限らず、子育て支援に関する情報をどのように入手すればよいのかわからない保護者の方が多くいます。

このため、誰もがいつでも分かり易く、**保育や子育てに関する情報が入手できるよう、情報の提供場所や、提供方法を充実させる取り組み**が求められます。

エ 子育て支援策の充実に向けた取り組み

現在、横浜市の就学前児童のうち、保育所を利用されている方は2割程度となっており、大半の子どもは保育所以外のサービスを利用していますが、保育所の運営に投入している予算と、その他の就学前児童の子育て支援にかけている予算には大きな差が見られます。

このため、**保育所に預けている子どものことだけでなく、地域の子育て支援策の一層の充実に取り組む**べきものと考えます。

4 おわりに

横浜市では、平成25年4月に待機児童を解消する目標を掲げており、保育サービスの充実に努めています。

その一方で、同じ横浜市民の子どもであっても、保育所を利用していない市民の方も多いため、保育所を利用されている方で、負担が可能な方には一定の負担をしていただくことで、全ての市民の子ども達に、施策ごとに公平性に配慮して、公費が配分されることが必要と考えます。

なお、今回の保育料の見直しで保育料を引き上げる場合には、保育所が経済的な理由で利用が抑制されることのないよう、家計への負担に配慮しながら定めていくことも必要です。

一方で横浜市もよりよい保育が提供されるようにするため、保育の実施体制の確保や研修の実施等の保育所の支援に取り組むことが必要です。保育所側も施設運営について、質の向上に自ら取り組み、運営の効率化等に向けた努力を続けることを望みます。

子ども達には、安心して安全な場所で過ごす権利があると考えます。全ての子どもが安心して安全な場所で過ごせるよう、引き続き横浜市は努力していくことが必要です。

子育てについての第一義的責任は保護者が有することとなりますが、家庭の大切さを保護者と共に地域社会も今一度認識し、子どもの育ちを地域全体で支える仕組みが必要です。このため、横浜市は地域で様々な活動実績のある団体等と協働しながら、在宅家庭に対する子育て支援サービスを提供することや、政策・施策や課題ごとに、行政・市民・事業者等の役割分担について、たえず議論していくことが大切です。

本検討委員会の提言が、一人ひとりの子どもたちの健やかな成長につながり、次世代育成支援の一助となることを望みます。

保育に関するアンケート調査結果

平成23年9月

横浜市こども青少年局 保育運営課

保育に関するアンケート調査の結果について

1 目的

保育所の利用者や利用していない方の保育にかかる費用などに対する意識や考え方を把握し、保育料を含めた利用者負担のあり方等について検討するための資料を得るため、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象

- ①保育所に入所している児童のいる世帯 **3,000** 世帯
※0～5歳の年齢別にそれぞれ500人を平成23年2月現在で無作為抽出
- ②保育所に入所している児童のいない世帯 **3,000** 世帯
※0～5歳の年齢別にそれぞれ500人を平成23年2月現在で無作為抽出
- ③横浜保育室に入所している児童のいる世帯 **300** 世帯
※0～2歳の年齢別にそれぞれ100人を平成23年2月現在で無作為抽出
- ④家庭保育福祉員を利用している児童のいる全世帯 **188** 世帯

3 調査方法

郵送により、就学前児童の保護者あて調査票、返信用封筒及び保育料に関する資料を配布、回収した。

4 調査スケジュール

- ・平成23年3月18日 アンケート票発送
- ・ " 3月28日 アンケート票回収期限
- ・ " 23日 アンケート票入力開始
- ・ " 5月9日 単純集計（1次集計終了）
- ・ " 5月中旬 クロス集計、調査結果の分析

5 アンケート回収件数

	回収件数	回収率
①保育所に入所している児童のいる世帯	1,344 件	44.8%
②～④保育所入所以外・保育サービス未利用者	1,542 件	44.2%
合 計	2,886 件	44.5%

＜設問＞

問1 あなた(保護者)のことについて、平成23年3月1日現在でお答えください。
(1)性別(○は1つ)

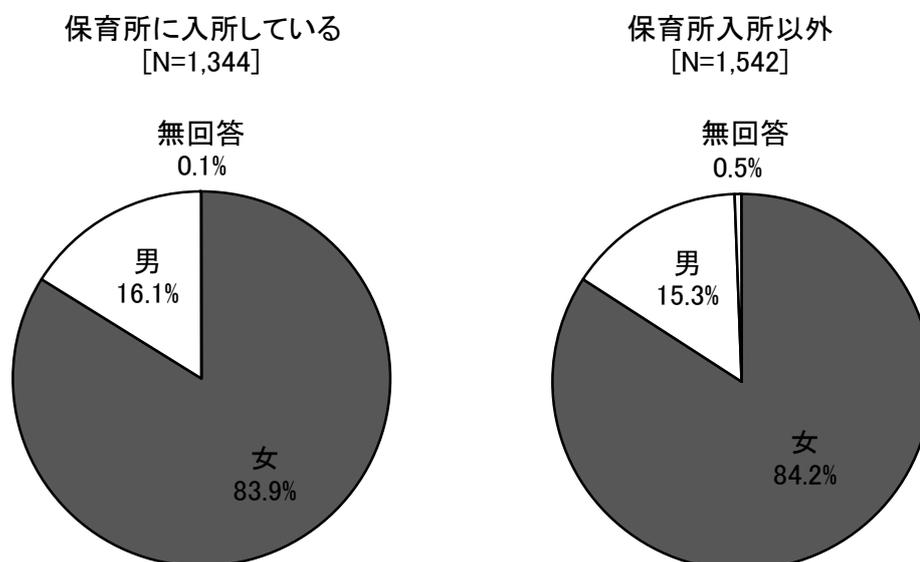
問1:(1)保護者の性別

単位(人)

性別	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
男	216	16.1	236	15.3	452	15.7
女	1,127	83.9	1,299	84.2	2,426	84.1
無回答	1	0.1	7	0.5	8	0.3
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

※0～2歳の年齢別にそれぞれ100人を平成23年2月現在で無作為抽出
回答者の性別は、「保育所に入所している」、「保育所入所以外」共に女性が8割を超え
ている。

保護者の性別



《設問》

問1 あなた(保護者)のことについて、平成23年3月1日現在でお答えください。
(2)年代(○は1つ)

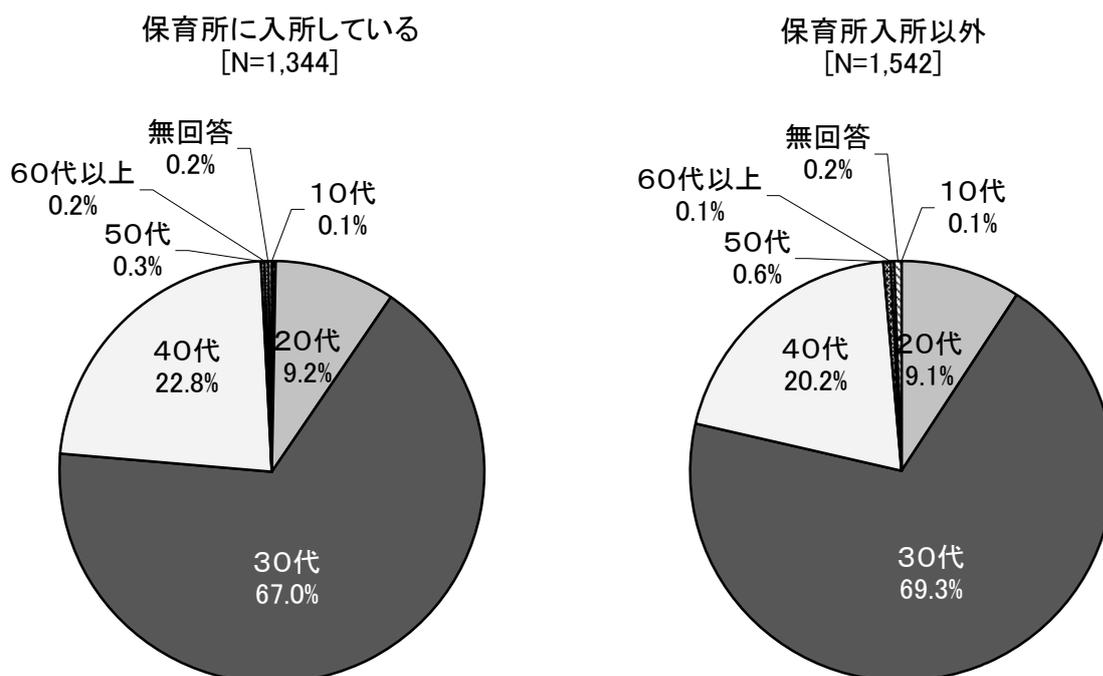
問1:(2)保護者の年代

単位(人)

年代	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
10代	2	0.1	1	0.1	3	0.1
20代	124	9.2	141	9.1	265	9.2
30代	901	67.0	1,069	69.3	1,970	68.3
40代	307	22.8	311	20.2	618	21.4
50代	4	0.3	9	0.6	13	0.5
60代以上	3	0.2	1	0.1	4	0.1
無回答	3	0.2	10	0.6	13	0.5
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

回答者の年齢(年代)は、「保育所に入所している」、「保育所入所以外」ともに30代が7割近くを占め最も多く、次いで40代、20代となっている。

保護者の年代



《設問》

問1 あなた(保護者)のことについて、平成23年3月1日現在でお答えください。

(3)現在の居住区(○は1つ)

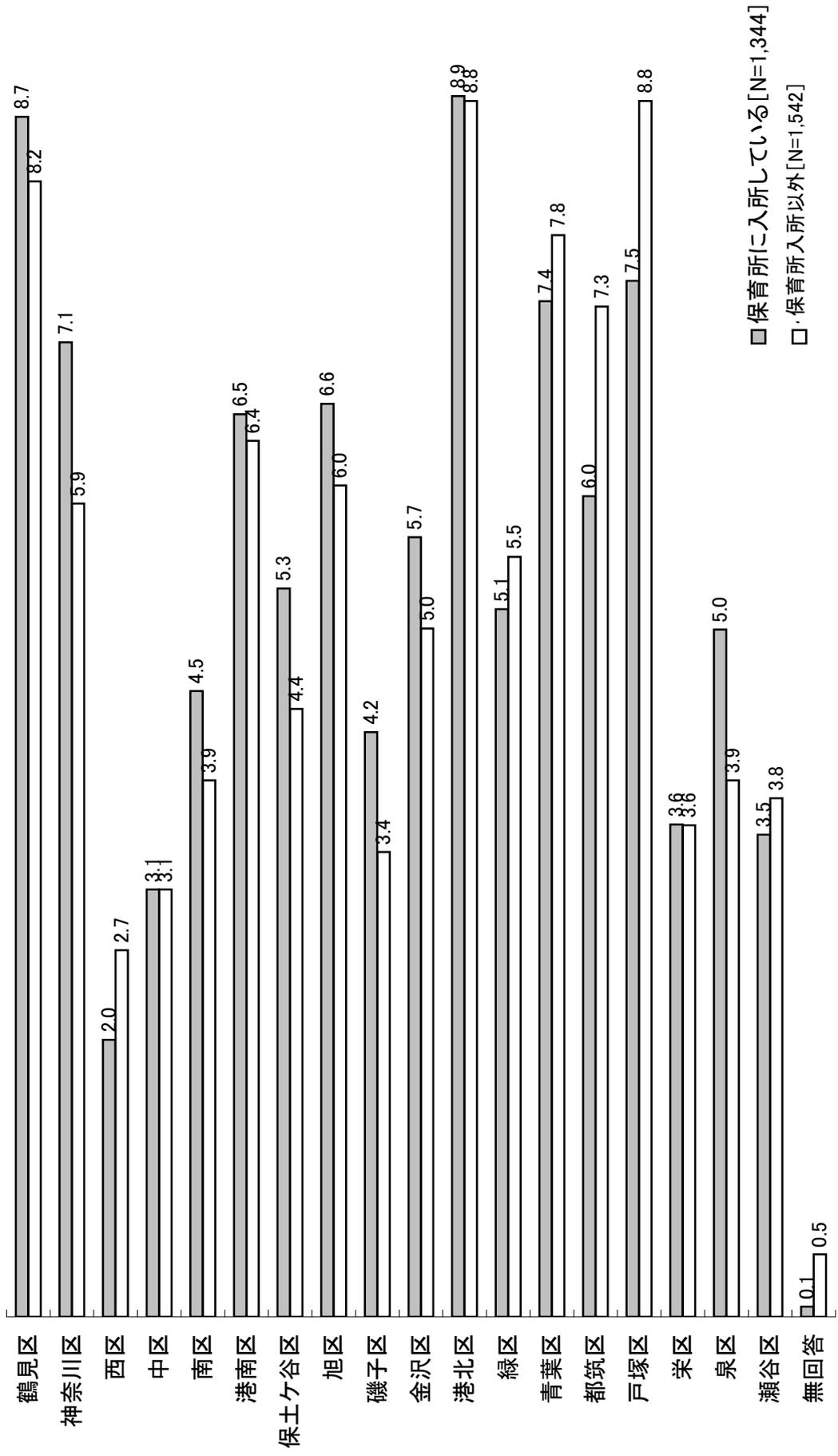
問1:(3)保護者の現在の居住区

単位(件)

居住区	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
鶴見区	117	8.7	127	8.2	244	8.5
神奈川区	95	7.1	106	6.9	201	7.0
西区	27	2.0	41	2.7	68	2.4
中区	32	2.4	49	3.2	81	2.8
南区	61	4.5	60	3.9	121	4.2
港南区	88	6.5	98	6.4	186	6.4
保土ヶ谷区	71	5.3	68	4.4	139	4.8
旭区	89	6.6	93	6.0	182	6.3
磯子区	57	4.2	52	3.4	109	3.8
金沢区	76	5.7	77	5.0	153	5.3
港北区	119	8.9	136	8.8	255	8.8
緑区	69	5.1	85	5.5	154	5.3
青葉区	99	7.4	121	7.8	220	7.6
都筑区	80	6.0	113	7.3	193	6.7
戸塚区	101	7.5	136	8.8	237	8.2
栄区	48	3.6	55	3.6	103	3.6
泉区	67	5.0	60	3.9	127	4.4
瀬谷区	47	3.5	58	3.8	105	3.6
無回答	1	0.1	7	0.5	8	0.3
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

各区の就学前児童数に応じて6,488世帯を抽出(①港北区:9.0%、②青葉区:8.8%、③戸塚区8.3%、④鶴見区:7.7%、⑤都筑区:7.3%など)しており、回答者の居住区についてもおおむね抽出数に応じた傾向となっている。

保護者の現在の居住区



《設問》

問2 お子さまの年齢別人数をおうかがいします。(該当する区分ごと人数をご記入ください)

問2:お子さまの年齢別人数

単位(人)

年齢区分	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
0歳	119	4.93	147	4.95	266	4.94
1歳	326	13.50	417	14.05	743	13.80
2歳	320	13.26	386	13.00	706	13.12
3歳	309	12.80	383	12.90	692	12.86
4歳	280	11.60	329	11.08	609	11.31
5歳	315	13.05	359	12.09	674	12.52
6歳	267	11.06	323	10.88	590	10.96
小学生	389	16.11	540	18.19	929	17.26
中学生	44	1.82	52	1.75	96	1.78
その他	44	1.82	25	0.84	69	1.28
無回答	1	0.04	8	0.27	9	0.17
合計	2,414	100%	2,969	100%	5,383	100%

きょうだいの数	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
ひとり	599	43.66	535	39.19	1,134	41.43
二人	582	42.42	656	48.06	1,238	45.23
三人	158	11.52	152	11.14	310	11.33
四人	25	1.82	15	1.10	40	1.46
五人	7	0.51	4	0.29	11	0.40
六人	0	0.00	2	0.15	2	0.07
九人	1	0.07	0	0.00	1	0.04
無回答	0	0.00	1	0.07	1	0.04
合計	1,372	100%	1,365	100%	2,737	100%

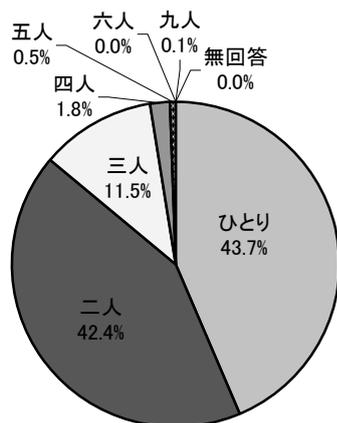
子どもの状況については、「保育所に入所している」、「保育所入所以外」共に「小学生」が最も多くなっている。

きょうだいの数では、「保育所に入所している」では「ひとり」が44%、「保育所入所以外」では「二人」が48%で最も多くなっている。

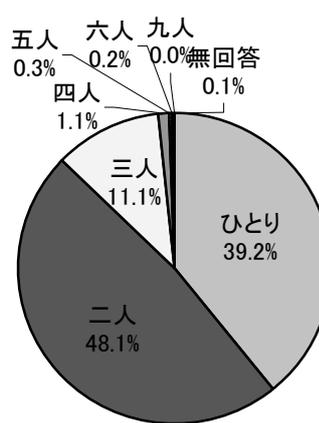
また、全体では「二人」が45%、「ひとり」が41%、「三人」が11%となっている。

お子さまのきょうだいの数

保育所に入所している[N=1,344]



保育所入所以外[N=1,542]



《設問》

問3 あなたの現在の職業等についてお答えください。(○は1つ)

問3:保護者の現在の職業等

保護者の職業	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
常勤(フルタイム)	884	65.77	357	23.15	1,241	43.00
パート・アルバイト	311	23.14	176	11.41	487	16.87
自営業・自由業	56	4.17	45	2.92	101	3.50
内職・在宅就労	6	0.45	25	1.62	31	1.07
専業主夫・専業主婦	15	1.12	888	57.59	903	31.29
無職(休職中を含む)	39	2.90	29	1.88	68	2.36
その他	30	2.23	14	0.91	44	1.52
無回答	3	0.22	8	0.52	11	0.38
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

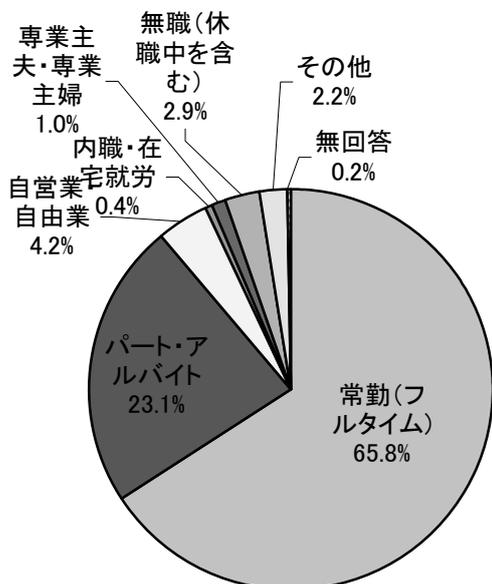
保護者(回答者)の職業については、「保育所に入所している」では、「常勤(フルタイム)」が65.8%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」が23.1%、「自営業・自由業」が4.2%となっている。

「保育所入所以外」では、「専業主夫・専業主婦」が57.6%と最も多く、次いで「常勤(フルタイム)」が23.2%、「パート・アルバイト」が11.4%となっている。

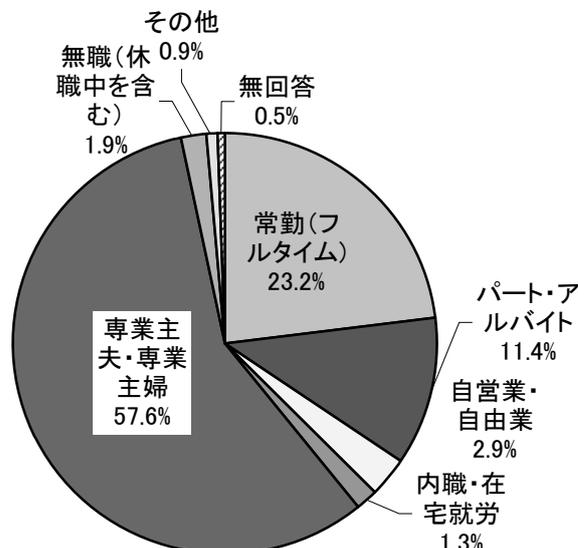
問1(1)で保護者(回答者)の約8割が女性であることから、主として母親の職業等としてとらえる必要がある。

保護者の現在の職業等

保育所に入所している[N=1,344]



保育所入所以外[N=1,542]



《設問》

問4 あなたの配偶者(夫または妻)の現在の職業等についてお答えください。(○は1つ)

問4:配偶者の現在の職業等

単位(件)

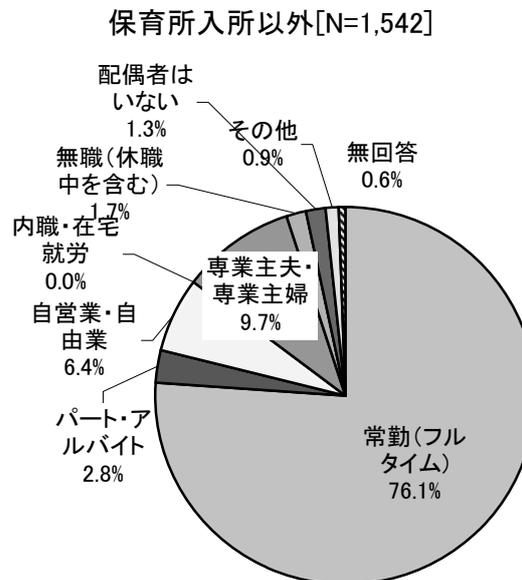
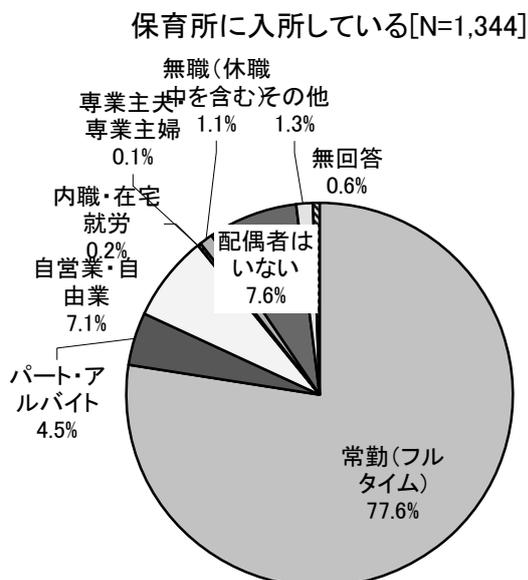
配偶者の職業	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
常勤(フルタイム)	1,043	77.6	1,173	76.07	2,216	76.78
パート・アルバイト	60	4.46	43	2.79	103	3.57
自営業・自由業	95	7.07	98	6.36	193	6.69
内職・在宅就労	1	0.07	0	0.00	1	0.03
専業主夫・専業主婦	2	0.15	150	9.73	152	5.27
無職(休職中を含む)	15	1.12	26	1.69	41	1.42
配偶者はいない	102	7.59	28	1.82	130	4.50
その他	18	1.34	14	0.91	32	1.11
無回答	8	0.60	10	0.65	18	0.62
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

保護者(配偶者)の職業については、「保育所に入所している」では、「常勤(フルタイム)」が77.6%と最も多く、次いで「自営業・自由業」が7.1%、「配偶者はいない」(母子・父子家庭)が7.6%となっている。

「保育所入所以外」では、「常勤(フルタイム)」が76.1%と最も多く、次いで「専業主夫・専業主婦」が9.7%、「自営業・自由業」が6.3%となっている。

問1(1)で保護者(回答者)の約8割が女性であることから、主として父親の職業等としてとらえる必要がある。

配偶者の現在の職業等



《設問》

問5 あなたとあなたの配偶者の年間総収入(※)の合計はおよそどのくらいですか。(○は1つ)

※年間総収入・・・すべての収入を含み、各種税金・社会保険料等天引き前の金額です。

(例)給与所得の場合：源泉徴収票の「支払金額」欄

自営業者等の場合：確定申告書の「所得金額」の「合計」欄(収入金額から必要経費を差し引いた額)

問5:あなたとあなたの配偶者の年間の総収入の合計

単位(件)

年間総収入の合計	保育所に入所している		保育所入所以外		合 計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
100万円未満	36	2.68	23	1.49	59	2.04
100万円以上150万円未満	29	2.16	15	0.97	44	1.52
150万円以上200万円未満	21	1.56	14	0.91	35	1.21
200万円以上250万円未満	20	1.49	18	1.17	38	1.32
250万円以上300万円未満	50	3.72	53	3.44	103	3.57
300万円以上400万円未満	82	6.10	125	8.11	207	7.17
400万円以上600万円未満	267	19.87	484	31.39	751	26.02
600万円以上800万円未満	287	21.35	400	25.94	687	23.80
800万円以上1000万円未満	232	17.26	193	12.52	425	14.73
1000万円以上1200万円未満	159	11.83	110	7.13	269	9.32
1200万円以上1500万円未満	83	6.18	32	2.08	115	3.98
1500万円以上	50	3.72	24	1.56	74	2.56
無回答	28	2.08	51	3.31	79	2.74
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

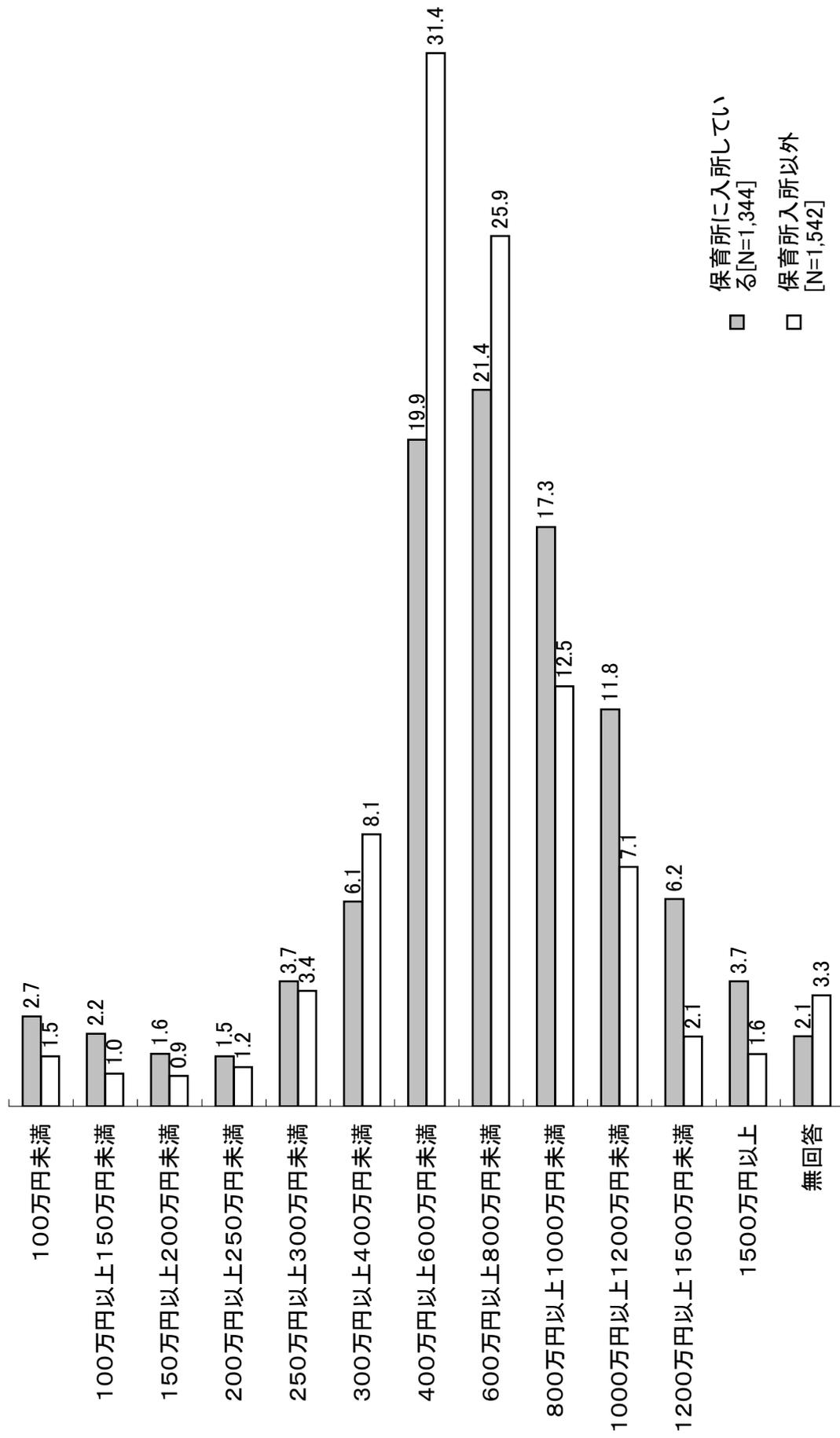
保護者(両親)の年間の総収入の状況を見ると、「保育所に入所している」では、「600万円以上800万円未満」が最も多く21.4%、次いで、「400万円以上600万円未満」が19.9%、「800万円以上1000万円未満」が17.3%となっており、400万円以上1000万円未満が全体の58.5%を占める。

「保育所入所以外」では、「400万円以上600万円未満」が最も多く31.4%、次いで「600万円以上800万円未満」が25.9%、「800万円以上1000万円未満」が12.5%となっており、400万円以上1000万円未満が全体の69.8%を占める。

また、総収入が200万円未満の区分で見ると、「保育所に入所している」では6.4%、「保育所入所以外」では3.4%となっている。

さらに、総収入が1000万円以上の区分で見ると、「保育所に入所している」では21.7%、「保育所入所以外」では10.8%となっている。

年間の総収入の合計



《設問》

問6 封筒のあて名のお子さまがお生まれになった年と月をおうかがいします。

問6: お子さまの生年別人数

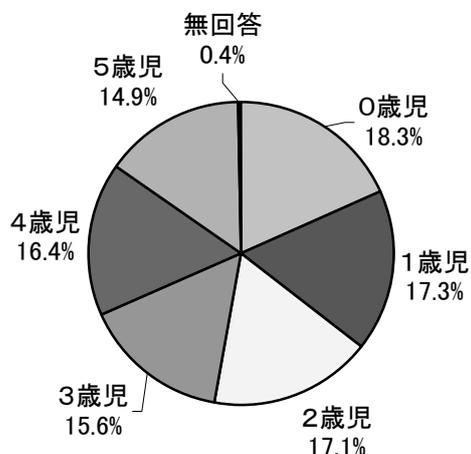
単位(人)

生まれた年と月	年齢別クラス	保育所等を利用している		保育所等に通っていない		合計	
		N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
平成17年3月生まれ以前	5歳児	200	14.88	205	13.29	405	14.03
平成17年4月～平成18年3月生まれ	4歳児	221	16.44	253	16.41	474	16.42
平成18年4月～平成19年3月生まれ	3歳児	209	15.55	221	14.33	430	14.90
平成19年4月～平成20年3月生まれ	2歳児	230	17.11	283	18.35	513	17.78
平成20年4月～平成21年3月生まれ	1歳児	233	17.34	286	18.55	519	17.98
平成21年4月～平成22年3月生まれ	0歳児	237	17.63	271	17.57	508	17.60
平成22年4月生まれ以降	0歳児	9	0.67	11	0.71	20	0.69
無回答		5	0.37	12	0.78	17	0.59
合計		1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

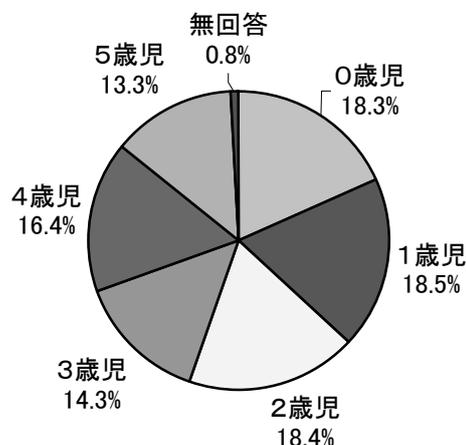
子どもの生年別人数については、平成23年3月1日現在で0～5歳まで各年齢ごとに500世帯ずつ抽出したが、回答のあった世帯は「保育所に入所している」では、「0歳児クラス」が246人と最も多く、「5歳児クラス」が200人と最も少なくなっており、年齢区分ごとに若干ばらつきがあった。

「保育所入所以外」においても、「1歳児クラス」が286人と最も多く、「5歳児クラス」が205人と最も少なくなっており、年齢区分ごとに若干ばらつきがあった。

保育所に入所している[N=1,344]



保育所入所以外[N=1,542]



《設問》

問7① 封筒のあて名のお子さまの日中(平日)の養育場所はどこですか。(○は1つ)

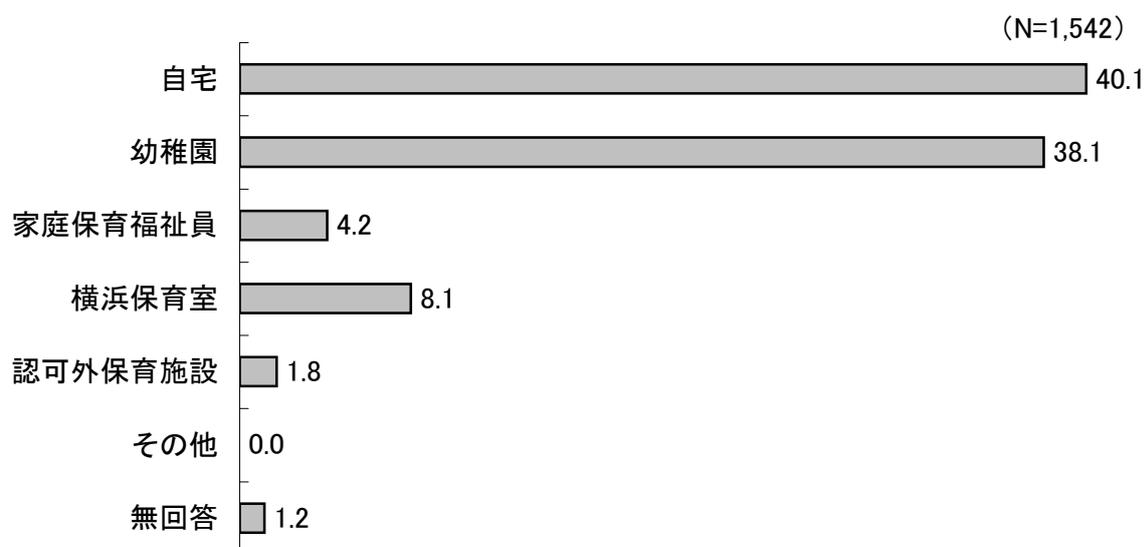
問7:①お子さまの日中(平日)の養育場所

単位(件)

養育場所	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
1 自宅		0.00	618	40.08	618	21.41
2 幼稚園		0.00	587	38.07	587	20.34
3 保育所(保育園)	1,344	100.00	0	0.00	1,344	46.57
4 家庭保育福祉員		0.00	64	4.15	64	2.22
5 横浜保育室		0.00	125	8.11	125	4.33
6 認可外保育施設 (横浜保育室を除く)		0.00	27	1.75	27	0.94
7 その他		0.00	18	1.17	18	0.62
無回答		0.00	103	6.68	103	3.57
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

子どもの日中の養育場所をみると、「保育所入所以外」では、「自宅」が40.1%で最も多く、次いで「幼稚園」が38.1%、「横浜保育室」が8.1%となっている。

保育所入所以外の児童の日中(平日)の養育場所



《設問》

問7② この問は、問7①で2～6を選択された方のみご回答ください。

封筒のあて名のお子さまの毎月、幼稚園や保育所等の施設にお支払いする月謝、保育料等はどのくらいですか。(○は1つ)

問7:②施設に支払う月謝・保育料等の額

単位(件)

月謝、保育料	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=803	%	N=2,147	%
無料	70	5.21	5	0.62	75	3.49
5,000円未満	37	2.75	10	1.25	47	2.19
5,000円以上1万円未満	62	4.61	10	1.25	72	3.35
1万円以上1万5,000円未満	49	3.65	12	1.49	61	2.84
1万5,000円以上2万円未満	90	6.70	13	1.62	103	4.80
2万円以上2万5,000円未満	133	9.90	59	7.35	192	8.94
2万5,000円以上3万円未満	239	17.78	270	33.62	509	23.71
3万円以上3万5,000円未満	133	9.90	167	20.80	300	13.97
3万5,000円以上4万円未満	157	11.68	99	12.33	256	11.92
4万円以上4万5,000円未満	56	4.17	41	5.11	97	4.52
4万5,000円以上5万円未満	69	5.13	39	4.86	108	5.03
5万円以上5万5,000円未満	70	5.21	32	3.99	102	4.75
5万5,000円以上6万円未満	62	4.61	16	1.99	78	3.63
6万円以上	96	7.14	17	2.12	113	5.26
無回答	21	1.56	13	1.62	34	1.58
合計	1,344	100%	803	100%	2,147	100%

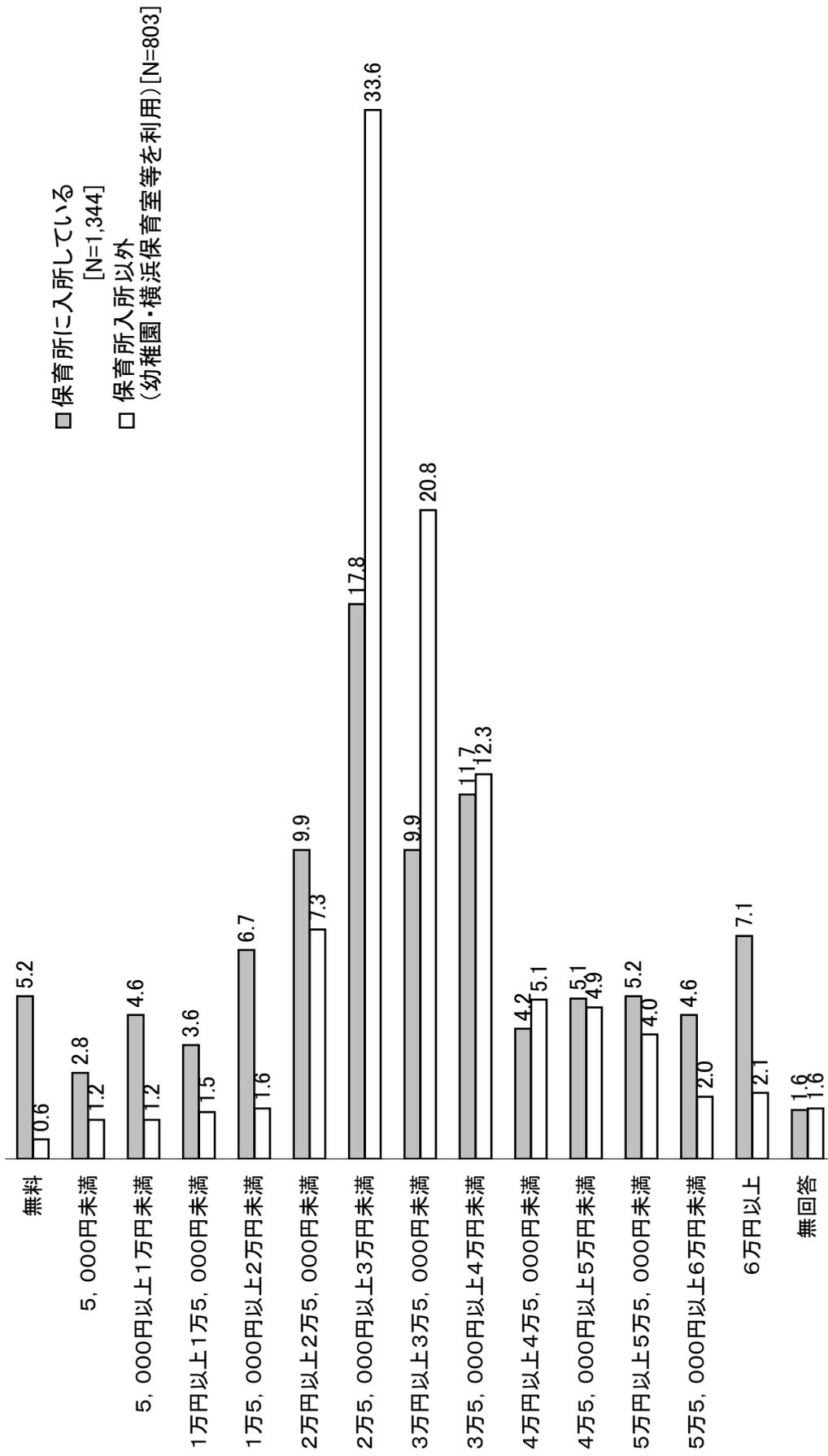
「保育所に入所している」人の施設に支払う月謝・保育料等の金額についてみると、「2万5千円以上3万円未満」が17.8%で最も多く、次いで「3万5千円以上4万円未満」が11.7%、「2万円以上2万5千円未満」と「3万円以上3万5千円未満」が9.9%となっている。

「保育所入所以外」のうち、問7で幼稚園、家庭保育福祉員、横浜保育室又は認可外保育施設に通っていると回答した803件の施設に支払う月謝・保育料等の金額についてみると、「2万5千円以上3万円未満」が33.6%で最も多く、次いで「3万円以上3万5千円未満」が20.8%、「3万5千円以上4万千円未満」が12.3%となっている。

また、月謝・保育料等の金額が2万円以上4万円未満をみると、「保育所に入所している」では49.3%、「保育所に入所していない」では74.1%となっている。

さらに、月謝・保育料等の金額が2万円未満をみると「保育所に入所している」では22.9%、「保育所入所以外」では6.2%となっており、同様に4万円以上をみると「保育所に入所している」では26.2%、「保育所入所以外」では23.2%となっている。

施設に支払う月謝・保育料等の額



《設問》

問7③ この問は、問7①で2～6を選択された方のみご回答ください。

封筒のあて名のお子さまの毎月、幼稚園や保育所等の施設にお支払いする月謝、保育料等の負担感について、どのように考えますか。(○は1つ)

問7:③施設に支払う月謝・保育料等の負担感について

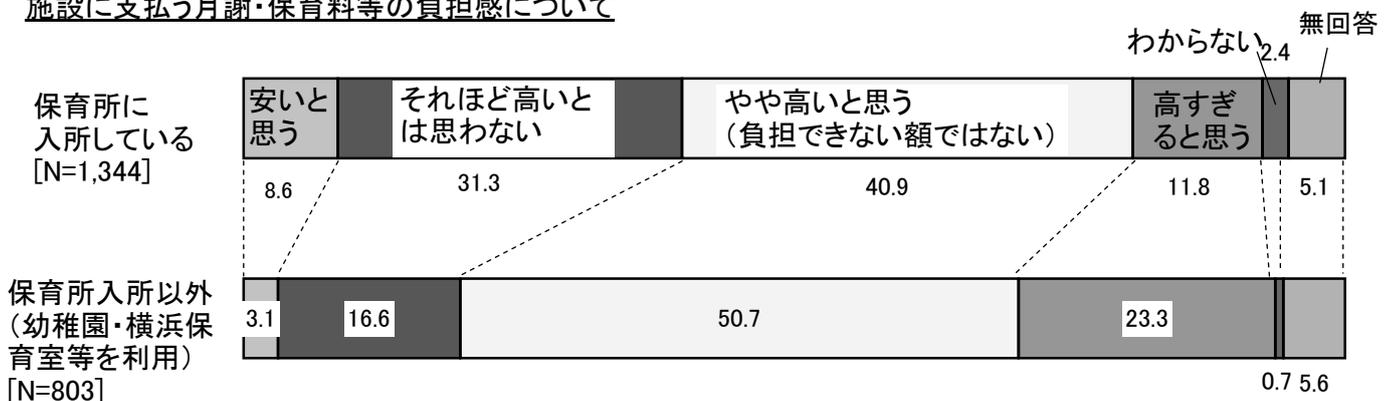
単位(件)

負担感	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=803	%	N=2,147	%
安いと思う(負担とは感じていない)	115	8.56	25	3.11	140	6.52
それほど高いとは思わない (あまり負担とは感じていない)	420	31.25	133	16.56	553	25.76
やや高いと思う(負担できない額ではない)	550	40.92	407	50.68	957	44.57
高すぎると思う(とても負担に感じる)	158	11.76	187	23.29	345	16.07
わからない	32	2.38	6	0.75	38	1.77
無回答	69	5.13	45	5.60	114	5.31
合計	1,344	100%	803	100%	2,147	100%

「保育所に入所している」人の施設に支払う月謝・保育料等の負担感についてみると、「やや高いと思う(負担できない額ではない)」が40.9%と最も多く、次いで「それほど高いとは思わない(あまり負担とは感じていない)」が31.2%、「高すぎると思う(とても負担に感じる)」が11.8%となっている。

「保育所入所以外」のうち、問7で幼稚園、保育所、横浜保育室又は認可外保育施設に通っていると回答した803件の施設に支払う月謝・保育料等の負担感についてみると、「やや高いと思う(負担できない額ではない)」が50.7%と最も多く過半数を占めている。次いで「高すぎると思う(とても負担に感じる)」が23.3%、「それほど高いとは思わない(あまり負担とは感じていない)」が16.6%となっている。

施設に支払う月謝・保育料等の負担感について



《設問》

問8 封筒のあて名のお子さまについて、今後(就学前まで)の希望についておうかがいします。
(○は1つ)

問8:お子さまに対する今後(就学前まで)の希望について

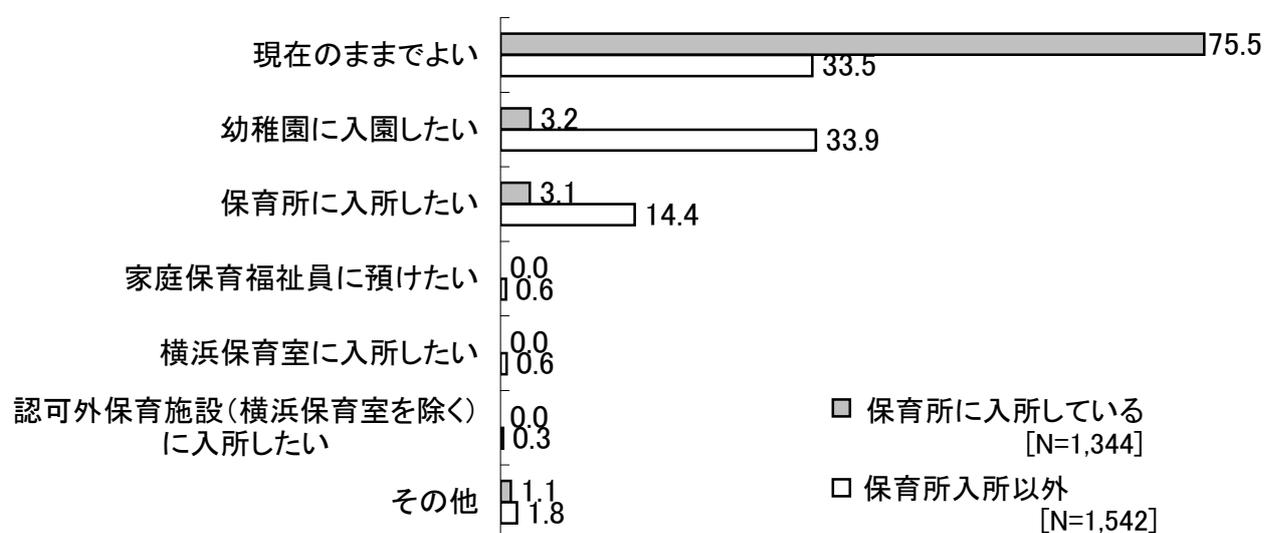
単位(件)

今後の希望	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
現在のままでよい	1,015	75.52	516	33.46	1,531	53.05
幼稚園に入園したい	43	3.20	522	33.85	565	19.58
保育所に入所したい	42	3.13	222	14.40	264	9.15
家庭保育福祉員に預けたい		0.00	9	0.58	9	0.31
横浜保育室に入所したい		0.00	10	0.65	10	0.35
認可外保育施設(横浜保育室を除く)に入所したい		0.00	4	0.26	4	0.14
その他	15	1.12	27	1.75	42	1.46
今年4月に小学校又は特別支援学校に入学	121	9.00	139	9.01	260	9.01
無回答	108	8.04	93	6.03	201	6.96
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

子どもに対する今後(就学前まで)の希望についてみると、「保育所に入所している」では、「現在のままでよい」が75.5%を占めている。

「保育所入所以外」では、「幼稚園に入園したい」が33.8%で最も多く、次いで「現在のままでよい」が33.5%、「保育所に入所したい」が14.4%となっている。

お子さまに対する今後(就学前まで)の希望



《設問》

問 9 ① あなたは、市の保育料が、国が定める基準による保育料では平均約35,400円のところ、市が負担することにより軽減されていることをご存じでしたか。(〇は1つ)

問9①: 認可保育所の保護者負担が、市の負担により軽減されていることについて

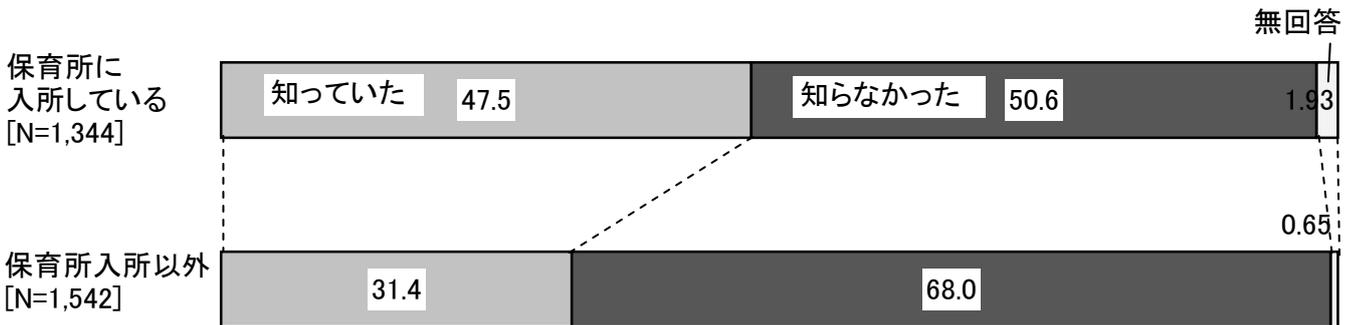
単位(件)

市の負担について	保育所に入所している N=1,344		保育所入所以外 N=1,542		合 計 N=2,886	
		%		%		%
知っていた	638	47.47	484	31.39	1,122	38.88
知らなかった	680	50.60	1,048	67.96	1,728	59.88
無回答	26	1.93	10	0.65	36	1.25
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

認可保育所の保護者負担が、市の負担により軽減されていることについて「保育所に入所している」では「知っていた」が47.5%、「知らなかった」が50.6%となっている。

「保育所入所以外」では、「知っていた」が31.4%で、「知らなかった」が68.0%となっている。

認可保育所を利用した場合の保護者負担額(保育料)について



＜設問＞

問 9 ② あなたは、保育所運営費に占める保護者負担の割合(約2割)についてどう思いますか。

問9②:保護者負担の割合について

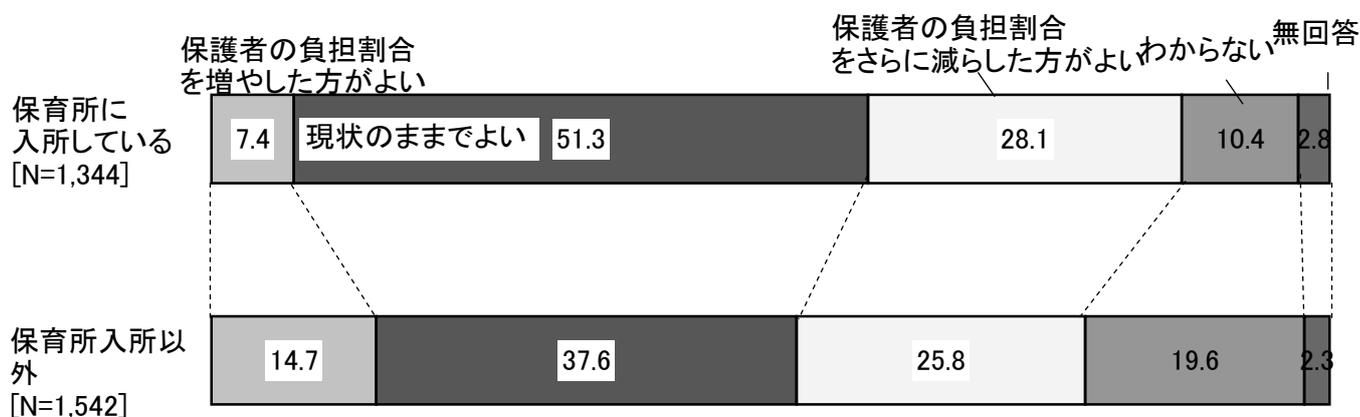
単位(件)

保護者の負担割合について	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
保護者の負担割合を増やした方がよいと思う	99	7.37	227	14.72	326	11.30
現状のままでよい	690	51.34	580	37.61	1,270	44.01
保護者の負担割合をさらに減らした方がよいと思う	377	28.05	398	25.81	775	26.85
わからない	140	10.42	302	19.58	442	15.32
無回答	38	2.83	35	2.27	73	2.53
合計	1,344	100%	1,542	100%	2,886	100%

保護者負担の割合についてみると、「保育所に入所している」では、「現状のままでよい」が51.3%と最も多く、次いで「保護者の負担割合をさらに減らした方がよいと思う」が28.1%、「保護者の負担割合を増やした方がよいと思う」が7.4%となっている。

「保育所に入所していない」では、「現状のままでよい」が37.6%と最も多く、次いで「保護者の負担割合をさらに減らした方がよいと思う」が25.8%、「保護者の負担割合を増やした方がよいと思う」が14.7%となっている。

保護者負担(保育料)のあり方について



《設問》

問9②で「保護者の負担割合を増やした方がよい」と回答した人に
 問9③ 保護者の負担割合を増やした方がよいと思う理由は何ですか。

問9③:保護者の負担割合を増やした方がよい理由について

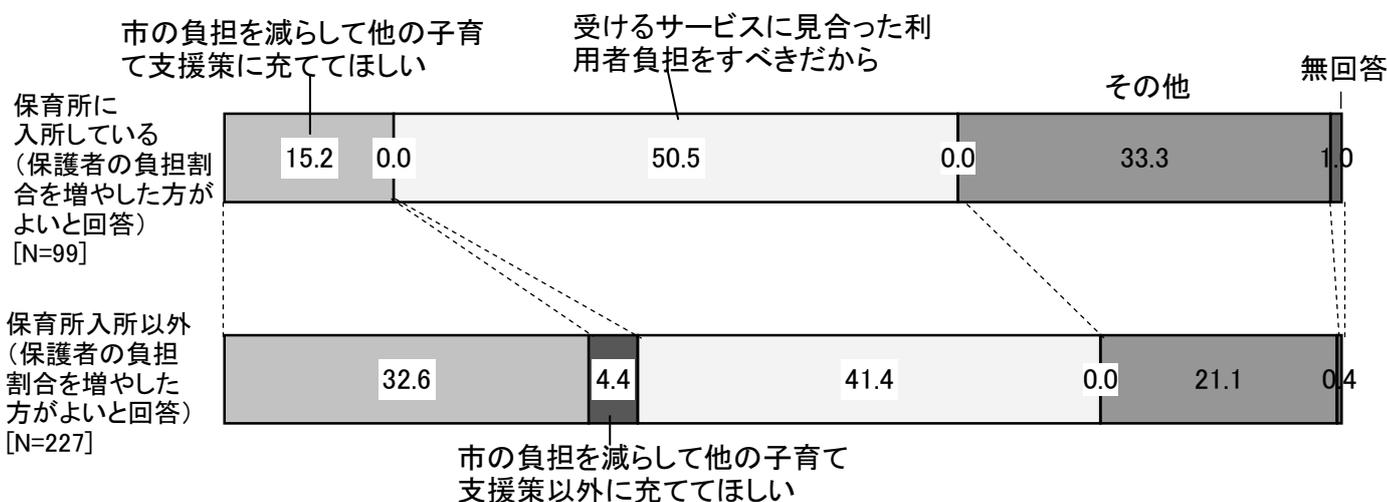
単位(件)

保護者負担額について	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=99	%	N=227	%	N=326	%
市の負担を減らして、保育所運営以外の子育て支援策に充ててほしいから	15	15.15	74	32.60	89	27.30
市の負担を減らして、子育て支援策以外の他の行政サービスに充ててほしいから	0	0.00	10	4.41	10	3.07
受けるサービスに見合った利用者負担をすべきだから	50	50.51	94	41.41	144	44.17
わからない		0.00		0.00	0	0.00
その他	33	33.33	48	21.15	81	24.85
無回答	1	1.01	1	0.44	2	0.61
合計	99	100%	227	100%	326	100%

保護者の負担割合を増やした方がよい理由についてみると、「保育所に入所している」では、「受けるサービスに見合った利用者負担をすべきだから」が50.5%と最も多く、次いで「その他」が33.3%、「受市の負担を減らして、保育所運営以外の子育て支援策に充ててほしいから」が15.2%となっている。

「保育所入所以外」では、「受けるサービスに見合った利用者負担をすべきだから」が41.4%と最も多く、次いで「市の負担を減らして、保育所運営以外の子育て支援策に充ててほしいから」が32.6%、「その他」が21.1%となっている。

保護者の負担割合を増やした方がよい理由について



〈設問〉

問9②で「保護者の負担割合を減らした方がよい」と回答した人に

問9④ 保護者の負担割合を減らした方がよいと思う理由は何ですか。

問9③:保護者の負担割合を減らした方がよい理由について

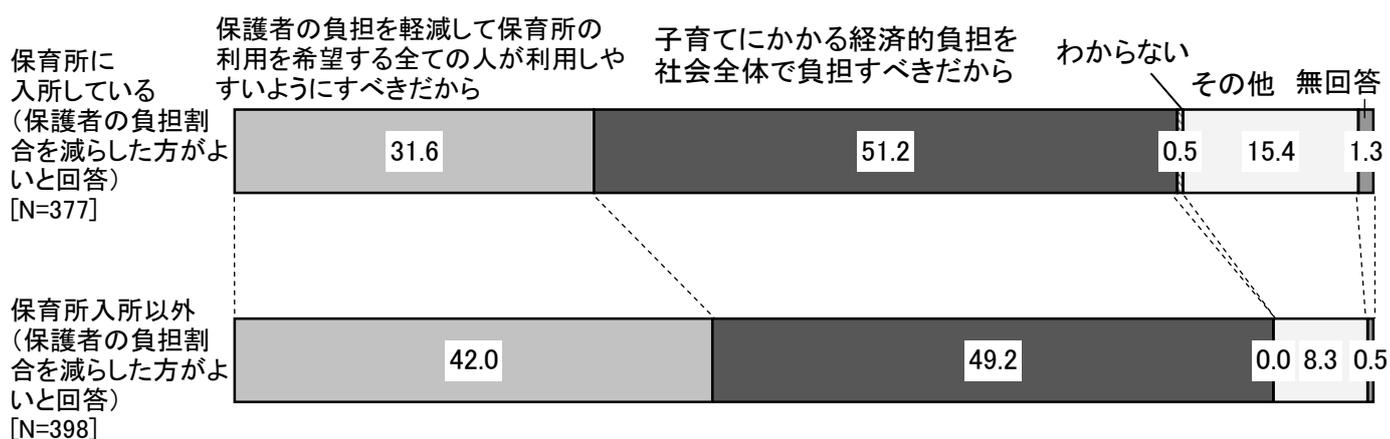
単位(件)

保育者負担を増やした方がよい理由	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=377	%	N=398	%	N=775	%
保護者の負担を軽減して保育所の利用を希望する全ての人が利用しやすいようにすべきだから	119	31.56	167	41.96	286	36.90
子育てにかかる経済的負担を社会全体で負担すべきだから	193	51.19	196	49.25	389	50.19
わからない	2	0.53		0.00	2	0.26
その他	58	15.38	33	8.29	91	11.74
無回答	5	1.33	2	0.50	7	0.90
合計	377	100%	398	100%	775	100%

保護者の負担割合を減らした方がよい理由についてみると、「保育所に入所している」では、「子育てにかかる経済的負担を社会全体で負担すべきだから」が51.2%と最も多く、次いで「保護者の負担を軽減して保育所の利用を希望する全ての人が利用しやすいようにすべきだから」が31.6%、「その他」が15.4%となっている。

「保育所に入所していない」では、「子育てにかかる経済的負担を社会全体で負担すべきだから」が49.3%と最も多く、次いで「保護者の負担を軽減して保育所の利用を希望する全ての人が利用しやすいようにすべきだから」が42.0%、「その他」が8.3%となっている。

保護者の負担割合を減らした方がよい理由について



＜設問＞

問10 今後、保育所にどんなサービスの充実を望みますか。(〇はいくつでも)

問10: 今後、保育所にどんなサービスの充実を望みますか

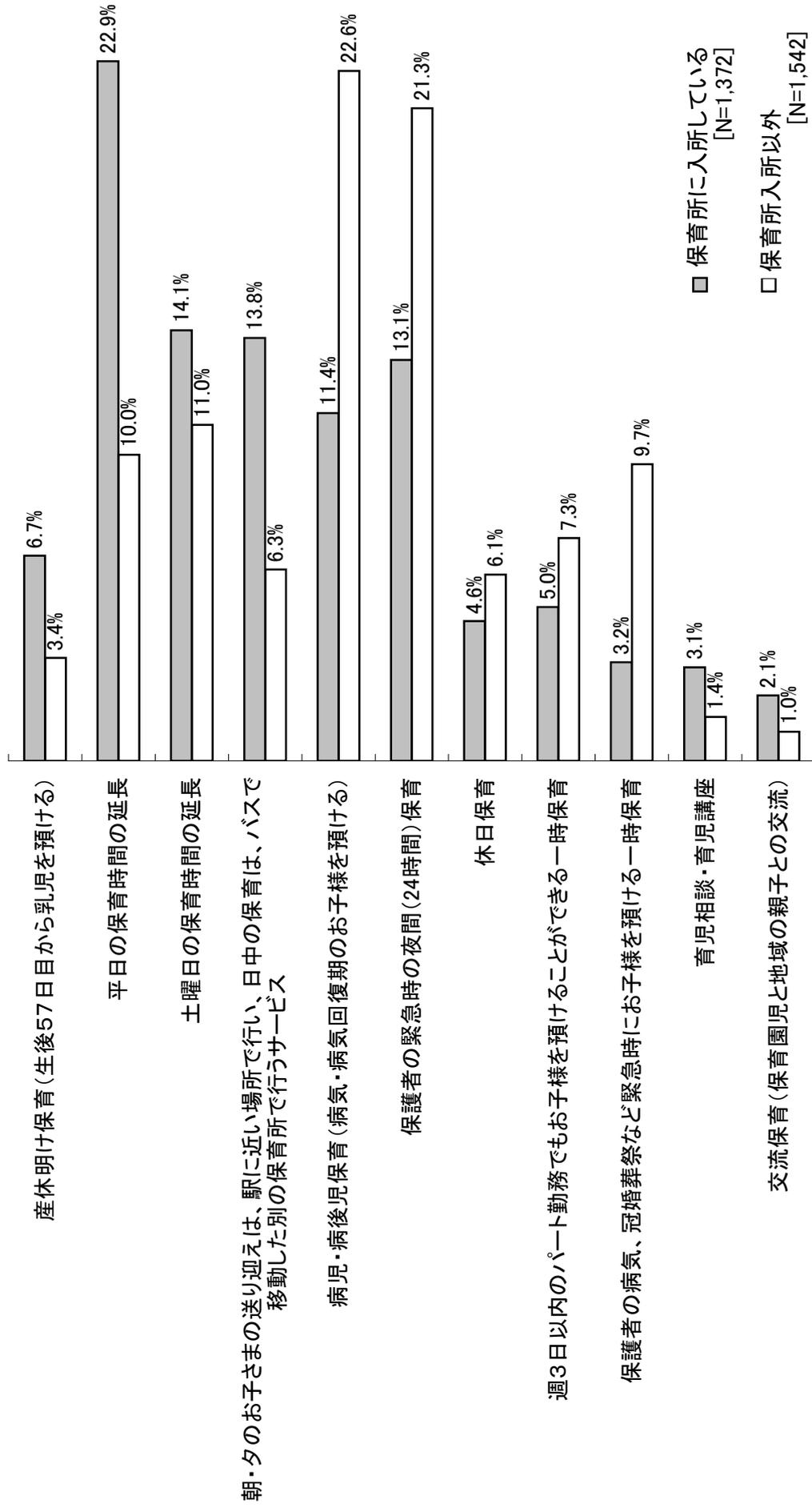
単位(件)

サービスの内容	保育所に入所している		保育所入所以外		合計	
	N=1,344	%	N=1,542	%	N=2,886	%
産休明け保育(生後57日目から乳児を預ける)	235	6.71	141	3.37	376	4.89
平日の保育時間の延長	801	22.88	419	10.01	1,220	15.87
土曜日の保育時間の延長	493	14.08	460	10.99	953	12.40
朝・夕のお子さまの送り迎えは、駅に近い場所で行い、日中の保育は、バスで移動した別の保育所で行うサービス	484	13.82	262	6.26	746	9.71
病児・病後児保育(病気・病気回復期のお子様を預ける)	398	11.37	944	22.56	1,342	17.46
保護者の緊急時の夜間(24時間)保育	459	13.11	893	21.34	1,352	17.59
休日保育	160	4.57	255	6.09	415	5.40
週3日以内のパート勤務でもお子様を預けることができる一時保育	176	5.03	305	7.29	481	6.26
保護者の病気、冠婚葬祭など緊急時にお子様を預ける一時保育	113	3.23	406	9.70	519	6.75
育児相談・育児講座	107	3.06	60	1.43	167	2.17
交流保育(保育園児と地域の親子との交流)	75	2.14	40	0.96	115	1.50
園庭開放	176	5.03	305	7.29	481	6.26
その他	113	3.23	406	9.70	519	6.75
無回答	107	3.06	60	1.43	167	2.17
合計	3,501	100%	4,185	100%	7,686	100%

今後、保育所にどんなサービスの充実を希望するかたずねたところ、「保育所に入所している」では、「平日の保育時間の延長(午後8時頃まで)」が22.9%と最も多く、次いで「土曜日の保育時間の延長(午後8時頃まで)」が14.1%、「保護者の緊急時の夜間(24時間)保育」が13.8%と延長保育に関する希望が続いている。

「保育所入所以外」では、「病児・病後児保育(病気・病気回復期のお子様を預ける)」が22.6%と最も多く、次いで「保護者の緊急時の夜間(24時間)保育」が21.3%と保護者や児童の状況に応じた保育の提供に関する希望が多い。

今後、保育所に充実を望むサービス



「保育に関するアンケート」自由意見欄について

1 保育料に関するもの

(1) 認可保育所

ア 保育料の額に関するもの

- ・ 所得によって段階的に保育料が決められているが、上と下で金額の差がありすぎると思う。
- ・ 保育料の上限が低すぎる。収入が多い家庭はそれなりの負担をすべき。
- ・ 高額所得者への負担は増やしてもいいと思う。働きたくて、働いている人と働かざるを得ない人との2極化があると思う。たくさんの人に働いてもらい経済活動が上昇すれば税収入等々も潤い、保育園への費用負担も軽減するのでは。
- ・ 保育・子育て支援施策が今までよりも低収入の家に優しく、収入の少ない家庭に利用しやすいようにしてほしい。
- ・ 横浜市は近隣と比べると保育料が高く、子育てする環境としてどうなのかと疑問に思うこともあります。
- ・ 保育料が高すぎます。2人目3人目を考えていますが、保育料で私の収入のほとんどが無くなりそうです。
- ・ 保護者負担金についてですが、中間所得者層への締めつけがきつすぎるように思います。年間800万の収入があってもローンを始めとする生活費により決して楽な生活をしているとは言えません。それなのに月5万円からの保育料を取られるのは負担です。低所得者層を優遇するのは仕方ないとして高所得層からもっと負担してもらってもいいのではないのでしょうか。
- ・ 非課税の家庭はほとんど保育料を払わなかったり、兄弟の下の子供は半額などになり、国の定めた35400円/月は収めていないですよ。そちらの方たちにも、もう少し負担額を増やして徴収すれば横浜市の負担も少しは減るのではないですか。
- ・ 横浜市民税をととてもたくさん払っている、という意識がある。子供はこれからの日本を支える財産だから、保育や子育て支援施策を利用する金額については、無料にしてもよいくらいだと思う。
- ・ 保護者負担の金額に差がありすぎる。自分のところは2人で約8万円払っているのにお友達は2人で1万数千円と聞き、収入に応じた金額と知っていても不公平感がある。
- ・ 景気低迷の中収入も下がる一方で、保育料を支払うのは家計にとってかなりの負担になる。
- ・ 市の財政の中に占める保育・子育て支援への費用は、極力現在の範囲の中でまかなう方が良く考える。子供の世代へ負担をかけるべきではないので、何とかまかなえるように予算を組んで、場合によっては無駄を省いて、必要であれば負担額を増やすこともやむを得ないと考える。

イ 保育料の算定方法に関するもの

- ・ 前年度の税の金額で保育料を決めるのはやめてもらいたい。0才で保育園入園の際、育休中の年収が加算(減額)されず、支払いが大変だった。
- ・ 家庭の経済的理由などから、共働きしていますが、年齢が上がるにつれ、収入もようやく増えてきました。経済的に厳しいから共働きをしているのに、そのせいで世帯の収入があがり、それにより保育料があがるのでは、結局、経済的に余裕がないままです。
- ・ 保育料を年収だけで決めるのではなく、登園した日割で請求していただければ納得出

来る。

- ・ 所得税の子供の扶養控除廃止によって、子ども手当が出たとしても保育園料の負担があがることになるので、今までと同じ料金体系では負担が大きくなるので見直しを行ってほしい。
- ウ きょうだい減免に関するもの
- ・ 保育園の兄弟割引が、小学校入ると、兄が1人居ても第一子扱いになるので、第二子扱いにしてほしい。お兄ちゃん幼稚園入っていれば15000円割引があるが、それがないと、やっぱり保育料が高い気がする。
 - ・ 子供が4人居て、収入には限度があります。保育園代に周る予定の金額も、他にあてるようになっているのが現状です。

エ 主食代について

- ・ 民間園に入所していますが、主食代(3歳以上)は、2000円です。公立園によっては、1200円の園もあります。年間にすると、9,600円も差があり、不公平に感じます。教材費ではなく、基本的な保育料として、主食代は統一すべきだと思います。
- ・ 主食提供費が高い。民間に比べて安いと言うが1200円は実際は何に使っているのか疑念を抱く。主食提供のみに払っているお金なので年間の明細書を出してもらいたい。
- ・ 主食代が保育料と別になっているが、保育料に入れた方が良くと思う。払わない人がいると思うので、保育料を上げてもいいので一緒にしてしまえば、支払いも楽になる。

オ その他

- ・ 働いて収入が増えると、税金と保育料が上がる。短時間労働で収入が低く、非課税、保育料0でも受けられるサービスが同じ。この点に不満があります。
- ・ 計画停電とはいえ「なるべく自宅で保育するように」とか保育園の都合で預けられない場合等、保育料の返金を検討するべきではないかと思います。
- ・ 認可保育園だと、収入によって保育料を払っているが、市立、民間とサービスが違うのが、納得いかない。例えば、同じ保育料なのに、市立は土曜12:30までなのに、民間は18:00までなど、なぜ、同じ保育料なのに差があるのか。認可にするなら、土曜、午後も同じ時間までにして、延長料金をつけるべき。
- ・ 受けるサービスに見合った利用者負担を考えると、保育料を滞納している世帯から、確実に徴収すべきだと思います。場合によっては、退園させてもいいのではないのでしょうか

(2) 横浜保育室・家庭保育福祉員・認可外保育施設

- ・ 横浜保育室への3歳以上の補助があれば、待機児童も少し減ると思います。サービスには満足していても、3歳以上の補助がなく、毎月5万円以上を支払うことが負担になるので、認可への転園を希望する方もいるからです。
- ・ 子どもは横浜保育室に行っていますが、保育料はほぼ上限額に近く市の助成を受けていてもあまり軽減されている感じがしません。兄弟で横浜保育室を利用し、両親がフルタイム勤務の場合、月額10万円以上保育料にかかっている状態です。助成を受けていたとしても保育料負担を減らしてほしいというのが現状です。
- ・ 横浜保育室に預けていますが、3歳以上になっても保育料負担が増え、困ります。認可に入れないので、3才以上は半額になる制度はまったく関係のないことになってしまいます。横浜保育室の3才以上も負担を減らしてほしいです。

- ・ 保育室に入所していましたが、ほとんど毎月のようにイベント代をとられていました。月々の保育料で出来る範囲でやってほしいと思いました。
- ・ 昨年3月まで横浜保育室で4月から認可に移ることが出来てありがたい反面、複雑な思いにとらわれました。無認可との保育料の格差があまりに大きかったからです。家庭の収入にもよりますが、我が家は延長などない月ですと以前より4万円も安くなってびっくりしました。保育内容の違いにもよると思いますが、認可と無認可の保育料の差を縮めてください。3才以上の無認可にも補助を出して下さい。認可は手厚すぎます。

(3) 幼稚園

- ・ 幼稚園の月謝が高すぎる。3才以上は保育園か幼稚園かどちらかにほとんどの人が通うのだから、保護者負担は保育園並みに合わせてほしい。
- ・ 私立しかない幼稚園の補助額を上げてほしい。A→Eを一律にする位の補助があってもいいと思う。税金を払っていない人へ甘すぎると思う。
- ・ 子どもが通う園は、月謝以外にも給食費やバス代など、高すぎます。
- ・ 横浜市立の幼稚園を作って欲しい。保育料、入園金が高すぎると思う。
- ・ 保育所を利用するものに対しては約2割の自己負担しかないのに、幼稚園を利用する物に対しては所得に応じた補助金が出るだけで、比較するとはるかに少ない補助額である。(年間で約5万円しかもらえない。)

(4) その他

- ・ 保育士の給与に経費がかかりすぎるなら、ボランティアのような1日数時間の人を入れたりする工夫の指導も市としてお願いしたい。
- ・ サービスに見合った利用料を支払うのは当然だが、市が子育て全体に使う予算が少なすぎる。次の時代を担う子を大切にすべき。
- ・ 共働きの人は2人分の収入を得るのに、その人が保育所を利用する際には、国と市で月10万円近い金額が助成されるのに、専業主婦は保育所にも入れられず、補助金も少ないのは不公平である。保育所に国や市が補助しているお金は我々が支払った税金であり、結局、我々が共働きの人に所得補助しているだけである。受けるサービスに見合った費用負担をするべきと考える。
- ・ 認可と保育室の助成面・条件面での格差をなくす。

2 保育所の入所に関するもの

- ・ 一度退社すると保育園に預けることはできず、結果、社会復帰も困難になっている状況です。母親が働いていなくても、保育園に預けられる形であれば、就職活動もしやすく、自宅から動けない生活よりも、子育てが充実すると思います。
- ・ 友人の話などを聞くと「働きたいけど預けられない」「預けられないから働けない」という悪循環ができてきている様に思います。
- ・ 保育所に入所できない状況をなんとかしてほしい。いつ復帰できるかわからない状況では本人のみならず復帰を待っている職場にも影響があります。
- ・ パートの人でも預けられるような施設を欲しいと思った。
- ・ 0歳～3歳未満児の受け入れ人数の多い認可保育所をふやして下さい。保育所が決まらなると就職できない現状をわかってほしい。(今の募集条件は就職が決まらなると保育所に入れない。)
- ・ 仕事もしていないのに保育園に子どもを預けて遊んでいる母親がいます。本当に保育園

- を必要としている人の為にも、審査等もう少し厳しくされてはいかがでしょうか。
- ・ 家庭福祉員さんや横浜保育室を卒所した子供については必ず第1希望の保育園に入れることにしてもらえると助かります。
 - ・ 一度保育園に入れても、毎年のように継続のための審査をした方がよいのではないだろうか。保護者の中には、ギリギリ規定にひっかからないように働いている人もいて、待機の人が入れず困っている。
 - ・ 認可保育園に入れたのに復帰時に下の子が入れなければ仕事が続けられない可能性もあります。又、申し込みを早めに受け付けてもらい、どうするか考える時間が十分あるようにしてほしいです。
 - ・ なかなか兄弟が同じ園に入所できず、そのためやむなくパートで勤務→就労時間が短い→選考に不利となり結局下の子はいつまでも上の子と同じ園へ通うことはできませんでした。どうか、横浜市の認可保育所にも「きょうだい枠」を設けていただけないでしょうか。
 - ・ 子供に障害と病気を併せてもっている子供は通常の普通児と集団生活をさせたくても、実際は幼稚園の受け入れは無理で、保育園のみとなってしまうが、そのような子供を抱えて仕事をするのは正直、困難であるし、職場での理解も得難い。そのような子供を抱える親は日常生活でも世話が大変なのだから、仕事をしなくても保育園で預けられるシステム、仕組を使ってもらいたいです。
 - ・ 子供達との時間も大切にしながら、パートをし、生活費の足しにしたい、と思っているお母さんは多数います。なのに、月16日以上、4時間以上などと厳しくくりがあると預けにくいと思います。

3 待機児童対策に関するもの

- ・ 認可保育園が少なく入園できない（困難）保育園をもっと増やしてほしい。
- ・ 横浜保育室に2年間通っていました。認可保育園の数を増やして欲しいです。保育室の後の受け入れ先が決まらず、延長保育のある幼稚園を選びましたが両立するのは難しかったです。
- ・ 受入人数を増やすのは待機児童解消のための仕方のないことだと思うが、80人で始まった保育所が広さも変わらず、倍の160人を受け入れると1人で使っていたところを2人で使うのだから1人当たりの保育やスペースが手荒になったりせまくなったりするのが望ましくないと思います。
- ・ 待機児童を減らす為に保育所を増やすのも必要だと思いますが、保育所に入りたい子どもを減らすのも良いかと思います。家計が苦しく共働きしなければいけないという家庭も多いと思うので、例えば、働きに出ない専業主婦(夫)に手当を厚くするなど。働きに出なくてもある程度お金が入るなら子どもを保育所に入れなくてすむ家庭も多いのでは。
- ・ 保育園の定員を単に増やして狭い空間に子供を長時間居させるのは良くないと思います。新しく保育園を作る事で対応してほしいです。または1階建ての保育園を3階建てに改装する、古い建物には耐震設備を強化する等もしっかりしてほしいです。
- ・ 待機児童を減らすためだと思うが最近新しい保育所が急激に増えている。その点はとても評価できるが、一見してあまり望ましいと思われない場所(ex. 車通りの多い大きい道路沿い)へ新しい保育所が建てられたり、オープンしているのが気になる。子供を預けられればどこでもよいわけではないので、安全性や環境をよく考慮してほしいと思う。
- ・ 単純に、これだけ少子化と騒がれる時代に、なぜ待機児童がいて、保育所の増加が必要なのか？自分たちが子供の頃より保育園は減っているのか？全く意味が分からない。そ

のわりには、児童が集まらず閉鎖する小学校もあると聞く。いっそのこと、閉鎖した小学校で保育をしたらいいと思う。

4 保育サービスの内容に関するもの

(1) 時間延長・休日保育に関するもの

- ・ 保育園の保育時間を夜まで延長してほしい。9時頃までやってもらえないと働くところが見つかりません。
- ・ 公立保育園の保育時間の短さ、土・休日保育のもっと充実を望みます。
- ・ 土曜・日曜に仕事があるので土、日は預ける場所に困っています。夜9時まで仕事が多いので夜の保育時がもっと長くないと誰かに送り迎えを頼まないといけない状態をなんとかしてほしい。
- ・ 日・祝日に子どもを預けられる保育施設を増やして欲しい。(日・祝日にも仕事があるため)
- ・ 保育所にまかせきりで親としての自覚を持たないまま、愛情をもてない親を増やさない為にも、保育延長サービスをしすぎないということも必要なのではと思います。
- ・ 各保育園共に時間の延長を少し長くしてほしい。各保育園の時間の一定など 7:00～19:00 とか一定にしてほしい。仕事の時間と保育時間が合わず、園を探すのも大変。

(2) 保育所入所手続きに関するもの

- ・ 色々なサービスがあっても手続きが複雑で統一されていない。(例：この書類は区役所へ持って行け、この書類は銀行の窓口へ持って行け。この書類は園に提出など)
- ・ 保育所に関する情報がわかりにくいと感じる。
- ・ インターネットで新設される保育園のチェックを随時行っていましたが、TOPに表示されることがなく、しかもあっちこっち探さないと見つからなくて、あれではインターネットの意味がないように思います。それに実際に役所に行けば分かるだろうと言う人もいるかと思いますが働いている人間には難しい話です。そのためのネットと思って表示方法を考えてほしいです。
- ・ 保育所を探す負担はとて大きく、それをサポートして下さる方がほとんどいない為、働くお母さんは、ストレスは大きいと考えます。できれば、もう少し保育所と保護者が円滑な情報を得られる様サポートして下さる方がいるといいと思います。

(3) 保育の質に関するもの

- ・ 子供達との生活時間が長い先生方の負担が大きいと子供達にも影響があると考えられるので、先生方の待遇、負担を軽くできたら良いと思います。
- ・ 保育者・子育て支援者の研修などにもっと力を入れていただきたい。
- ・ 各保育所で起こってしまった事件、事故をもっと公開し、わかりやすくしてほしい。
- ・ 民間の保育所には交流保育や園庭開放に消極的な園も多くあります。公園等での出前お話し会等、地域に密着した運営もしてもらいたいと思います。
- ・ 幼稚園で行なっているようなお勉強(英認、音楽、体育、工作)などを、保育園にもカリキュラムとして組み込んで欲しい。

(4) 特別保育の実施に関するもの

- ・ 認可園もバス登降園可を増やして欲しい。そうすれば時短にしくともフルタイムで働ける女性が増えるのではないのでしょうか。
- ・ 以前、用事があり保育園の一時保育を利用しようとしたことがありました。HPで一時保育をしている所へ電話したのですが、すべて定員がいっぱいで受け付けできないと言わ

れました。すでに定員がいっぱいなら一時保育ができないので、一時保育のできる保育所からはずして頂きたいです。

(5) 横浜保育室・家庭保育福祉員に関するもの

- ・ 現在の横浜保育室は7:30 からしか預かってくれないので、本当なら7:00 から預かってもらいたい。
- ・ 家庭保育福祉員さんの数を増やしてほしい。家庭保育福祉員での対象年齢を未就学児までにしてほしい。

(6) その他

- ・ 緊急災害時などにどうなるのか、各保育施設によって全く違うということがなく、横浜市内ではどうなるのか（例えば保育士の待機、避難所での過ごし方、食事、排せつなど）保育士の善意に頼るのではなく、市や区でリーダーシップを取って子どもたちの安全を確保できるように体制を整えて、保護者にも知らせてほしい。
- ・ 市の負担が大きいう事で民営化しているが、サービスの低下が心配である。公立という事で均一化され一定のサービス（保育士の質）が保たれているように感じる。未来へ投資すると考え、現状維持をお願いしたい。

5 保育所以外の子育て支援策に関するもの

- ・ 子育て支援というと、働く女性のことばかり対象にされ、保育所の増設にばかり目を向けているようですが、働きたくても働けずに子どもを幼稚園に入れている人達もたくさんいることを理解して欲しいです。
- ・ 今後、保育所を増やしても、あまりメリットがないように思う。それよりも、もっと子供を産み、母親が自分の手で自分の子供を育てやすくできるよう、行政も、もっと考えた方がいいと思う。
- ・ 子育て支援の中で、親子で楽しめる行事などを増やし、楽しく育児をできる様な場を増やすと良いと思います。
- ・ 母子家庭への保護が厚すぎる。周囲では、手当のために偽装をしている家庭を何件も見かけた。もちろん本当に手助けが必要な方が圧倒的に多いとは思いますが、真面目に働き、納税している人間がバカらしいと思ってしまうような社会保障のあり方は見直して欲しい。
- ・ 以前、都内に住んでいましたが、医療費は子供は無料でした。近隣のさいたまもそうです。しかし横浜は医療費は年収の低い限られた人しか子供は無料ではありません。
- ・ 国、地方自治体を問わず、子供の育児教育については社会で負担（支えていく）ことが望ましいと考えます。将来、今の子供達が国を支えていくのであり、税金負担者になります。
- ・ 子供に善悪をきちんと教えるのは大人の仕事。親ではないから叱れない。又、自分の子を叱られるとキレる親等、大人への教育が必要。保育園の先生も、特に学校の先生は保護者にビクビクしすぎる。このまま子供たちを王様にし続ければ大変な事になってゆく。愛情を持って、子供達に接し厳しくも優しい大人を増やさないといけないと思う。親を中心とした大人育てに力を入れて行くと良いと思います。
- ・ 赤ちゃん、子どもはたくさんいるはずなのに、遊べる場所や集まれる場所が少ないと感じる。
- ・ たくさんの支援施設やグループや行事がある（と思われる）のに、それを知る手段が少なく、必要なくなった頃、後になって「そんなものがあつたのか」と残念に思うことがあります。

保育料に関するヒアリングについて

1 日時

平成 23 年 5 月 14 日 14:00~16:00 開港記念会館 1 階第 3 会議室

2 出席者

横浜市保育料等のあり方検討委員会 廣木委員

認可保育所を利用されている児童及び卒園児の保護者 13 名

横浜市こども青少年局保育運営課

3 内容

3 月のアンケート調査結果の速報値を説明した上で、保育料に関して、保護者として感じていること等について自由に発言していただく。

4 主な発言

<現在の保育料の負担に関するもの>

- ・ 保育料の保護者、国、横浜市の負担割合であるが、横浜市の割合を見ると市も頑張っているとも思うが、国の割合を増加させることは出来ないのか。
- ・ 横浜保育室については低所得者でも料金負担がある。
- ・ 保育料の階層の B、C ランクは生活するのにつらい世帯が多数ではないか。低所得者への配慮は必要ではないか。
- ・ 保育料は高いというイメージである。しかし、社会全体で子どもを育てていくのであれば、所得の高い人が一定の負担をするのはやむを得ない気持ちもある。

<今後の保育料の負担に関するもの>

- ・ 保育所を利用するまでは、保育園が福祉施設であるという認識は無く、同じ料金で当たり前だと思っていた。しかし、保育所という福祉施設である以上、応能負担は平等であると考えられる。これは正しい姿だと思う。
- ・ 社会の子どもということで育てようとして応能負担であるのであって、行政が応益負担だといってしまうと、児童福祉ではなく単に施設を作ればよいということになってしまう。
- ・ 保育料を見直すことで何をケアしたいか、ケアしたいところはあるのか。横浜保育室や家庭保育福祉員で提供される保育に差があるのではないか。保育料の見直しにより横浜の保育が改善するのか見えたほうがいい。

- ・ 長時間保育もセットで考えることが必要ではないか。
- ・ 値上がりしたら嫌なのは誰でも当たり前。子どもに対する集団生活の経験や教育が大事であると思う。そういったところに国や行政がバックアップするために、限りある財源でやるのが大事ではないか。

<制度の改善等に関するもの>

- ・ 税金を投入し保育所を整備し、両親が働くことができれば、社会の生産性は増加するのではないか。
- ・ 男女共同参画の関係と協働できないのか。待機児童の問題と加え保育所が整備されないと、女性が働く機会が生まれない。男女共同参画の関係課と協働する方法もあるのではないか。
- ・ 男女共同参画といわれている中で、経済効果や税収にも関わるものであるし、大きな戦略としなければならないのでは。
- ・ 企業内の保育施設を活性化させることで市の負担を減らせるのではないか。
- ・ リタイヤされた後でも元気な方は多いので、そういった方々を活用することで、保育に要するコストを削減することもいいのではないか。
- ・ 横浜保育室や家庭保育福祉員では、職員体制に差があり、提供される保育にも差があるのではないか。
- ・ 認可保育所だけでなく、横浜保育室や家庭保育福祉員を含めた、保育サービス全体の水準がよくなればと思う。

<待機児童対策に関するもの>

- ・ 一部の区ではマンションが建ち、それに伴って子どもも増えているが、保育園が増えるといった話しは聞かない。マンション建設や開発の際に保育所整備等の指導を考えた方がいいのでは。
- ・ 例えば100戸以上のマンション建設には保育所の整備を義務付けたりするのも方法ではないか。五反田のある企業は地下が保育所になっている。

保育料に関するヒアリングについて

1 日時

平成 23 年 5 月 28 日 17:30~18:35 磯子公会堂第 3 会議室

2 出席者

横浜市保育料等のあり方検討委員会 加藤委員

横浜保育室「おひさま保育園」を利用されている児童及び卒園児の保護者 13 名

横浜市こども青少年局保育運営課

3 内容

3 月のアンケート調査結果の速報値を説明した上で、保育料に関して、保護者として感じていること等について自由に発言していただく。

4 主な発言

(1) 保育所における負担に関するもの

- ・保育料の額としては認可のほうが安いので、金額だけで選ぶ人もいると思うが、保育所によっては、与薬、オムツ、布団など、認可であれば保護者が負担する（金銭ではなく手間隙）ことも実施してくれるので、サービスの対価としては高くないと思う。
- ・認可は被服の準備やシーツ交換等、金銭以外の負担が大きいと思う。
- ・基本の保育時間を値上げしたら、延長料金は値下げするなど、トータルで考えて欲しい。
- ・保育サービスの質に見合った助成金を園に支払うという考え方もあるのではないか。
- ・横浜保育室は、3 歳以降に再度預け先を探さなければいけないことが、精神的な負担。また金銭的にも、幼稚園に行けば入園金がかかるし、認可に入所した場合でも、新たに入園セットなどを買わされることは負担となる。これは、認可園での転園についても同様。

(2) 保育サービスの選択に関するもの

- ・ライフスタイルが多様化していることにあわせ、保育サービスの選択肢も増えたほうが良い。（認可、家福、横浜保育室、認定こども園、幼稚園の預かり保育等々）。
- ・保育料の検討よりも、保育サービスの選択肢が増える方が先ではないか。
- ・多くの選択肢の中から、金銭的な負担も考慮したうえで、各家庭にとって納得の行く選択が出来れば、負担感はそれほどでもないのではないか。
- ・ニーズの違いにより、様々な保育サービスが住み分けられれば良いと思う。
- ・子どもの教育の対価として、一定の負担は当然。質の良さを求める人と、低所得の人の棲み分けができるように、多様なサービス事業者がいるとよい。

(3) その他

- ・横浜保育室に預けている保護者としては、保育料の負担よりも安心して 5 歳まで預けられるようになってほしい。
- ・景気が悪くなり共働きが増えていると共に、就労時間が長くなっているのではないか。延長保育を充実させて欲しい。
- ・認可保育所への入所の内定が遅いのではないか。2 月中旬ではダメだったときに次を探す時間がない。
- ・予算が子どもにとって平等に割り振られるような工夫が必要。
- ・現在の認可保育所の考え方は古いと思う。待機児童がいる中で、今まで通りのサービスを提供していても、自然とお客が来るから変わらない。良い保育をしているところに、行政の補助も手厚くなればよいと思う。
- ・このような検討は、どのくらいのスケジュールでやっていくのか。ぐずぐずしていると子どもは卒園してしまう。スピード感を持ってやってもらいたい。

保育料に関するヒアリングについて

1 日時

平成 23 年 6 月 24 日 14 : 00~14 : 35 横浜市緑区地域子育て支援拠点 いっぼ

2 出席者

横浜市保育料等のあり方検討委員会 松岡委員

横浜市緑区地域子育て支援拠点 いっぼを利用している保護者 6名

横浜市こども青少年局保育運営課

3 内容

保育所制度の説明等を行い、保育料や子育て支援施策に関して、保護者として感じていること等について自由に発言していただく。

4 主な発言

(1) 保育に対する負担について

- ・保育所を利用していないため、負担に対するイメージを持つことが難しい。
- ・保育料は高いという感じがしており、働いた給与が保育料でとられてしまうのではないか。
- ・一時保育を利用しており、通院等の際に使わせてもらっているが、費用を負担とは感じていない。
- ・一時保育等のサービスを利用している対価として、一定の負担が生じるのはやむを得ない。

(2) 保育所に対する印象

- ・自分が幼稚園に行っていたので、保育園のことは分からない。
- ・保育所にもいろいろ種類があることを初めて知った。
- ・園庭開放には行ったことはある。
- ・現時点では幼稚園を利用しようとは思いますが、保育所を利用しようとは思っていない。
- ・保育園は幼稚園の前に行くものだと思っていた。(2歳までは保育園で3歳からは幼稚園)
- ・行った保育所の建物が古かったからか、保育所に暗いイメージを持っていた。
- ・友人の話では、保育園は預けるだけで、幼稚園のようなプログラムはないと思っていた。
- ・長時間子どもを預けることができるとは知らなかった。

(3) その他

- ・自分で面倒を見るので、保育所はあまり考えていない。
- ・仕事を辞めて横浜へきたので、今時点で保育所は考えていない。
- ・8月から保育園に入れたいと思ったが空きが無く入れず、横浜保育室も考えたが横浜保育室も空きが無かった。区役所に相談したら、育児休暇を延長するよう言われ、育児休暇を延長することにした。
- ・横浜は子育てに厳しいという考えも持っている。